

大樹町都市計画マスタープラン

令和 6年 3月
大 樹 町

目 次

第1章 目的と方法	1
1-1 都市計画マスタープランの目的と位置づけ	1
1-2 都市計画マスタープランの改定方法	2
第2章 大樹町の特性	3
2-1 大樹町の現状および将来動向	3
2-2 上位計画・関連計画の整理	26
第3章 都市づくりの課題の整理	38
3-1 町民意向からみた課題	38
3-2 都市計画マスタープランの検証	38
3-3 大樹町における都市づくりの課題（総括）	39
第4章 都市づくりの将来目標と将来都市構造	41
4-1 都市づくりの基本姿勢	41
4-2 都市づくりの目標	42
4-3 将来都市構造	43
第5章 部門別方針	46
5-1 土地利用の方針	46
5-2 道路・交通の方針	50
5-3 水と緑の整備方針	52
5-4 下水道の整備方針	55
5-5 公共建築物の整備方針	58
第6章 都市づくりの実現化方策	59
6-1 都市づくりの実現化手法	60
6-2 都市づくりのしくみ	61
6-3 都市づくり重点施策	62
策定経緯	64

第1章 目的と方法

1-1 都市計画マスタープランの目的と位置づけ

(1) 改定の目的

都市計画マスタープラン改定の目的は、社会経済情勢や上位関連計画に合わせた都市づくり構想（将来目標、将来都市構造）、都市計画部門別の方針、都市づくりの実現化方策を示すことです。

(2) 本計画の位置づけ

大樹町都市計画マスタープランは、「第6期大樹町総合計画」や北海道が策定する「大樹都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」といった上位計画に即して策定します。また、関連する各種計画との整合性に配慮します。

大樹町都市計画マスタープランの改定後は、これに定められた方針に従い、具体的な個別計画の策定、事業化の検討を行い、都市計画に関する取組を進めていくことになります。

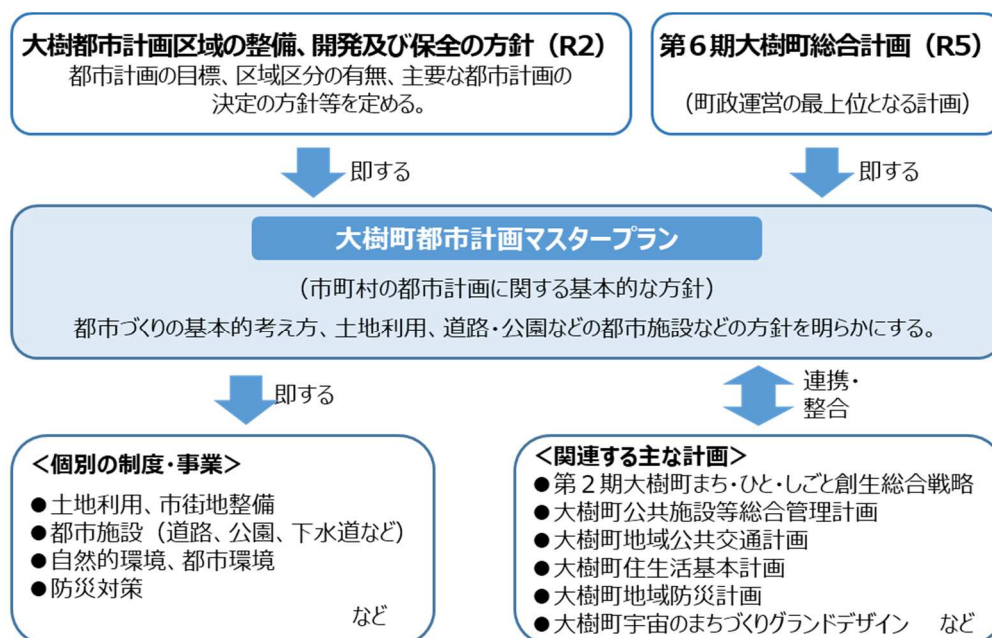


図 本計画の位置づけ

(3) 対象地域

本計画の対象区域は、原則として現在の大樹都市計画区域 1,208ha とします。

(4) 計画期間

本計画は、概ね 20 年後を目標とした都市づくりの将来像、基本方針を定めるため、計画期間を令和6年から令和 25 年とします。本計画は、原則として総合計画の策定（10 年毎）と並行し検証と見直しを行います。必要に応じて、総合計画の実施計画策定（5 年毎）に併せて中間での検証や部分的な見直しを行うことを検討します。

本計画の見直しにあたっては、役場職員で構成する「大樹町都市計画マスタープラン改定委員会」で検討し、町議会議員や有識者などによる「都市計画審議会」で審議されました。

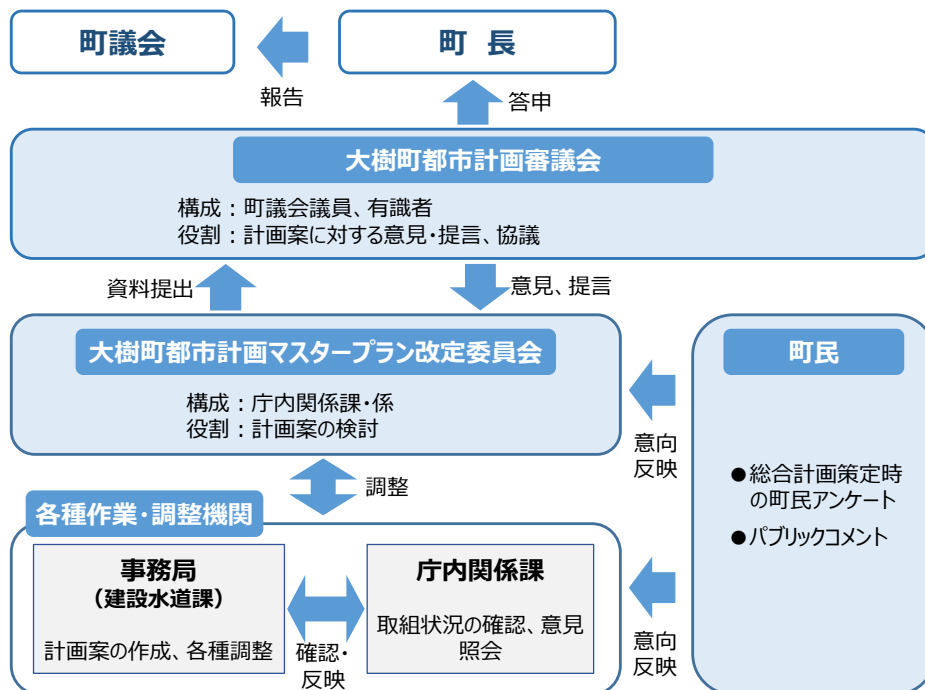


図 本計画の改定体制

都市計画マスタープラン改定の際には、市内の改定委員会で検討した素案に対し、大樹町都市計画審議会の審議を経て、住民からの意見募集（パブリックコメント）を実施しました。続いて、住民からの意見を反映した原案に対し審議会が最終答申を行い、大樹町長が決定しました。

決定後は、公共施設などでの閲覧、及びホームページによる公示や概要パンフレットの全戸配布により、広く公表し周知を図ります。

第2章 大樹町の特性

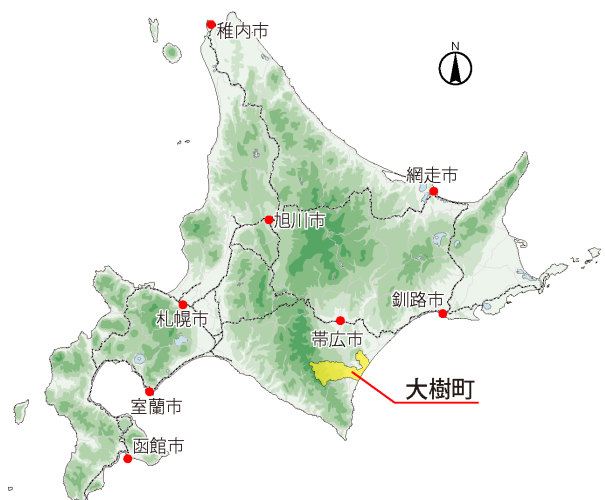
2-1 大樹町の現状および将来動向

(1) 位置・気象

①位置

大樹町は北海道の東部、広大な十勝平野が広がる十勝総合振興局管内の南部に位置し、東は太平洋、西は日高山脈に接し、農業を中心に漁業、林業を基幹産業として発展してきました。

周辺には、北に中札内村、更別村、幕別町、豊頃町、南は広尾町、西は日高山脈を隔てて新ひだか町、浦河町に接しています。



②気象

大樹町の気候は、大陸型のため通年快晴が多い気象条件となっており、1991年～2020年までの平均値をみると、年間日照時間は1,800時間以上と非常に恵まれた環境にあります。

冬は寒冷で1～2月は大陸からの寒気の影響で平均気温が-8℃前後となります。年平均気温は6℃前後で、年間の降水量は1,100mm程度となっています。

	降水量 (mm)	平均気温 (℃)	日照時間 (時間)	最深積雪 (cm)
1月	33.7	-8.8	162.6	75
2月	26.9	-7.8	157.9	87
3月	49.2	-2.2	187.2	91
4月	71.2	4.5	177.6	33
5月	107.1	9.9	174.8	1
6月	109.0	13.4	137.9	0
7月	132.9	17.3	116.1	0
8月	166.2	18.8	122.7	0
9月	202.2	15.7	136.2	0
10月	128.5	9.4	163.0	0
11月	72.9	2.7	154.8	5
12月	46.3	-5.3	154.0	41
全年	1146.0	5.6	1844.8	99

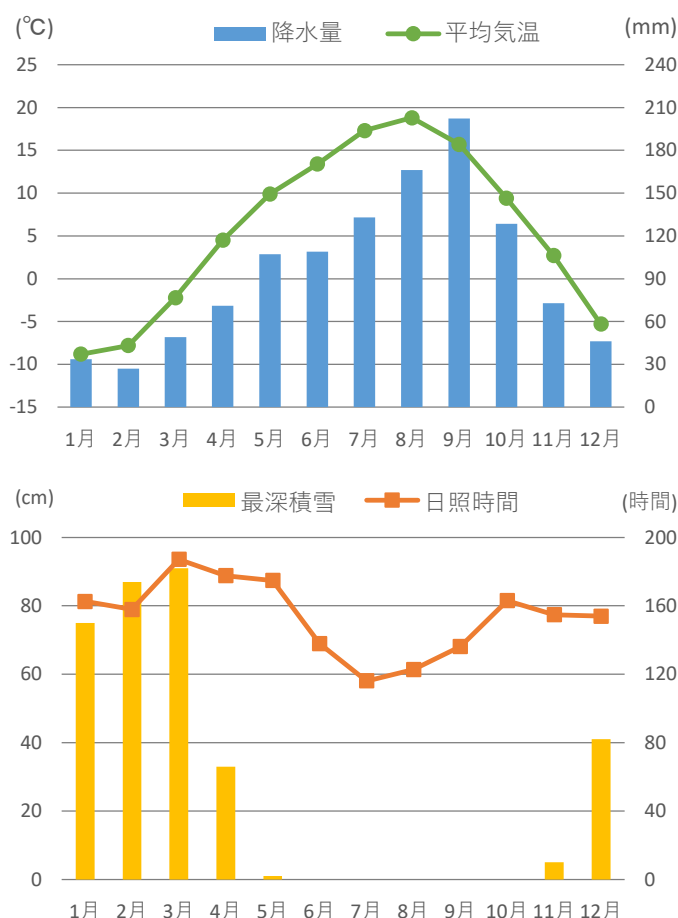


図 大樹町の気象状況

資料: 気象庁

(2) 人口、世帯数

①人口、世帯数の推移

大樹町の人口は、昭和45年の8,814人から一貫して減少を続け、令和2年には5,420人となっています。世帯数は昭和45年の2,274世帯から増減を繰り返していましたが、近年は微増傾向にあり、令和2年には2,593世帯となっています。

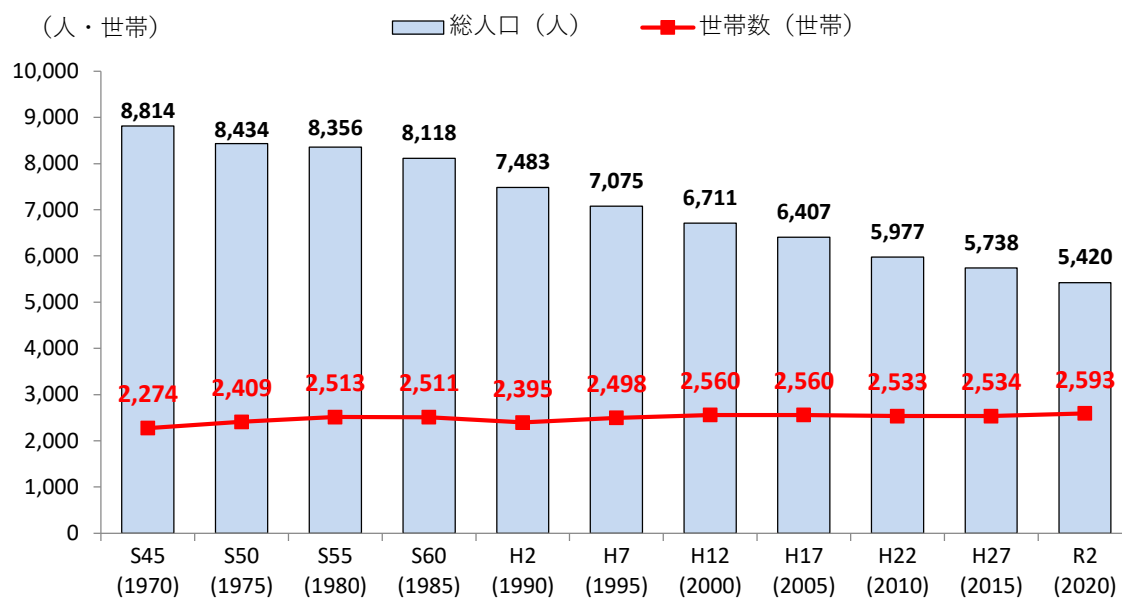


図 大樹町の人口・世帯数の推移

資料: 総務省「国勢調査」

②人口動態の状況

大樹町の平成24年以降の出生・死亡数の推移をみると、平成25年を除いて死亡数が出生数を上回る「自然減少」の状態となっています。出生数は増減を繰り返していますが減少傾向にあり、死亡数は70人～80人前後で推移している状況にあります。

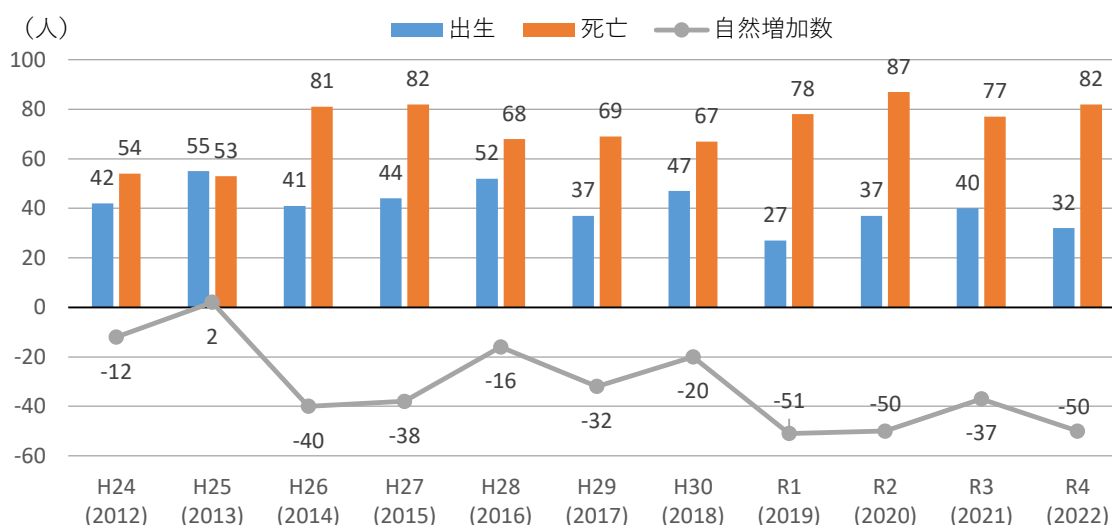


図 大樹町の出生・死亡数の推移

資料:総務省「人口動態統計」

大樹町の平成24年以降の転入・転出数の推移をみると、令和2年までは転出数が転入数を上回る「社会減少」の状態にありましたが、令和3年、令和4年には転入数が転出数を上回る「社会増加」に転じました。転入数は令和元年以降増加傾向にあり、令和4年には36人の転入超過となっています。転出数は毎年概ね250～290人で推移しています。

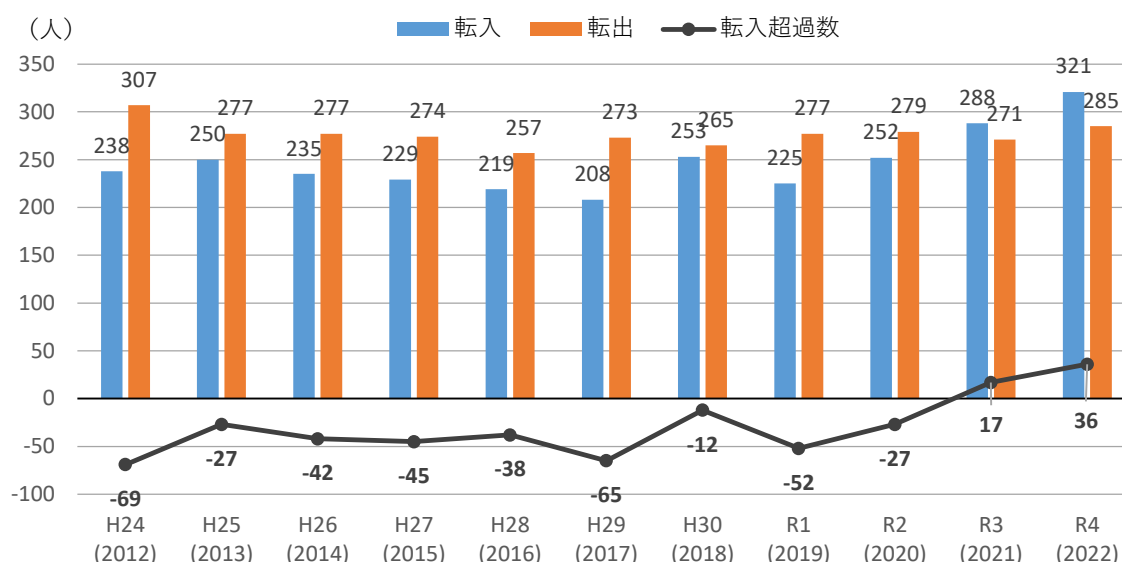


図 大樹町の転入・転出数の推移

資料:総務省「人口動態統計」

③年齢3区分別人口

年齢3区分別の人口の推移をみると、15歳未満の年少人口は減少を続けており、昭和45年の2,454人（27.8%）から令和2年には612人（11.3%）となっています。15～64歳の生産年齢人口も減少を続けており、昭和45年の5,747人（65.2%）から令和2年には2,825人（52.1%）となっています。

一方で、65歳以上の老年人口は増加を続け、昭和45年の613人（7.0%）から令和2年には1,983人（36.6%）となっています。

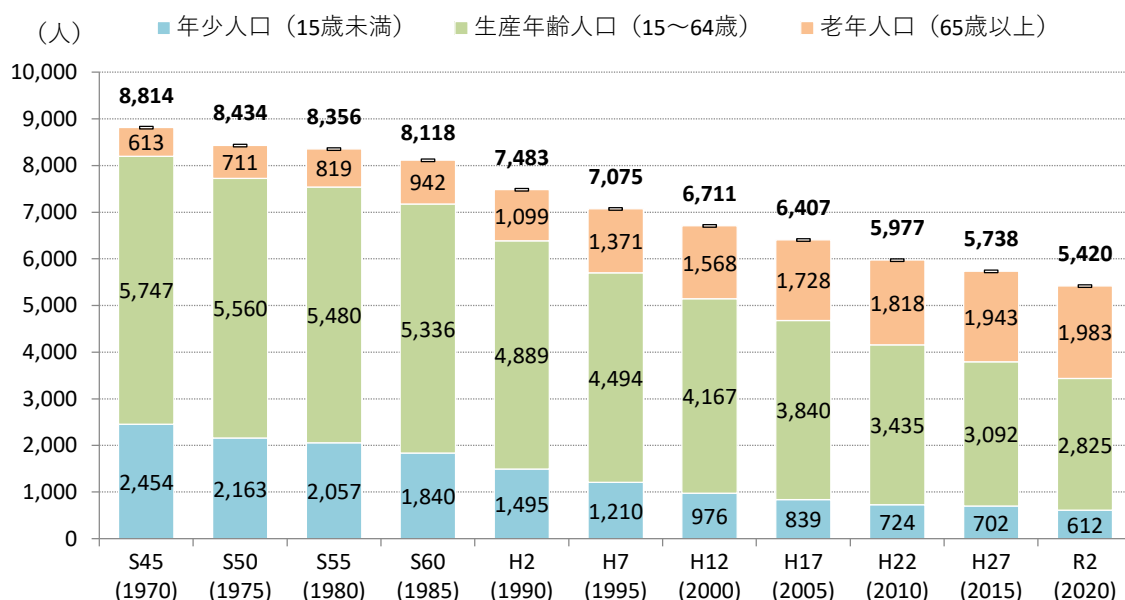


図 大樹町の年齢3区分別人口の推移

資料: 総務省「国勢調査」

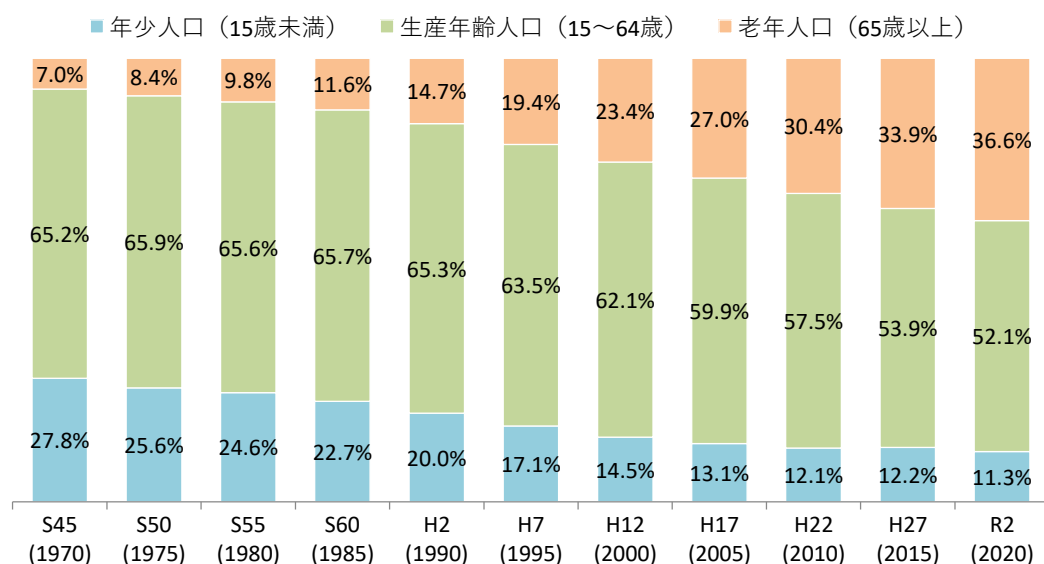


図 大樹町の年齢3区分別人口割合の推移

資料: 総務省「国勢調査」

④将来人口推計

国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）による「日本の地域別将来推計人口」をみると、大樹町の総人口は今後も減少を続け、令和17年に4,273人、令和32年には3,308人になると見込まれています。

年齢3区分別人口の推計結果をみると、年少人口は減少傾向となり、令和17年に392人、令和32年に294人と見込まれています。生産年齢人口も今後減少を続け、令和17年に2,324人、令和32年には1,737人まで減少します。

また、これまで増加傾向にあった高齢者人口は今後減少に転じ、令和17年に1,557人、令和32年には1,277人になると推計されています。

年齢3区分別の人口割合をみると、年少人口割合が減少し、高齢者人口が増加、生産年齢人口は概ね横ばいで推移すると推計されています。

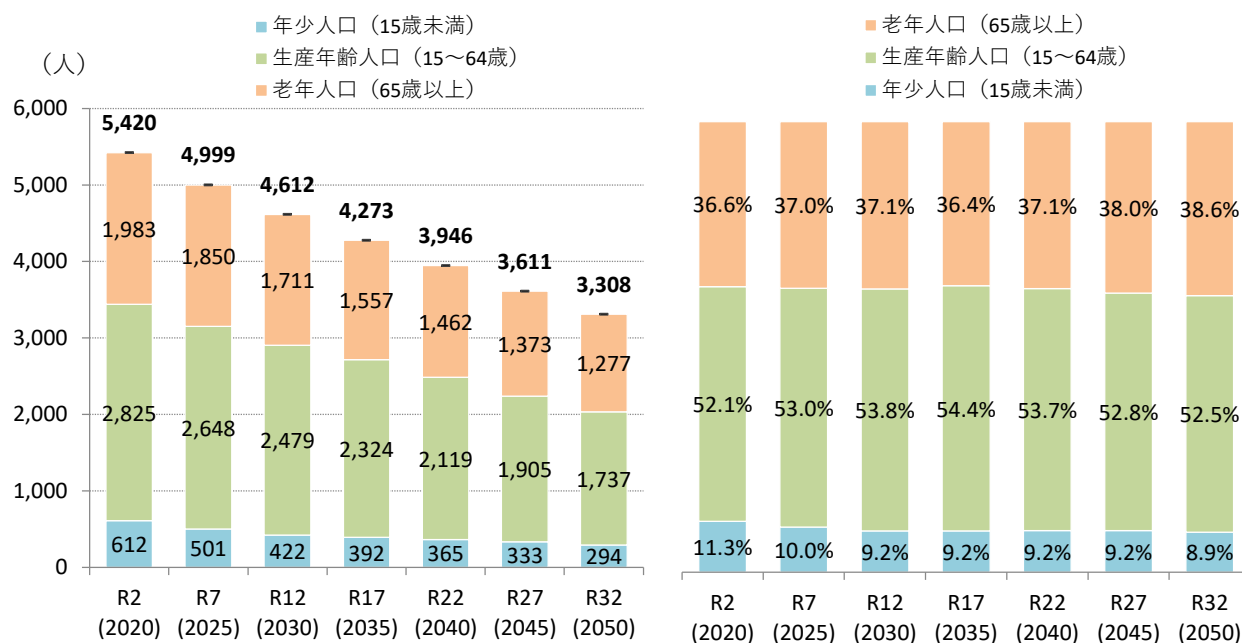


図 大樹町の将来人口推計結果

資料：社人研「日本の地域別将来推計人口（令和5年）」

(3) 産業

①産業別就業人口

大樹町の実業従事者数は昭和55年以降減少傾向にあります。近年は減少傾向に歯止めがかかりつつあります。第1次・第2次・第3次産業の産業分類別に就業人数の推移をみると、第1次産業や第3次産業は緩やかな減少傾向にあります。第2次産業の実業従事者数は令和2年に増加に転じています。産業分類ごとの就業割合をみると、昭和55年以降第3次産業の割合が最も多く、次いで第1次産業、第2次産業となっています。

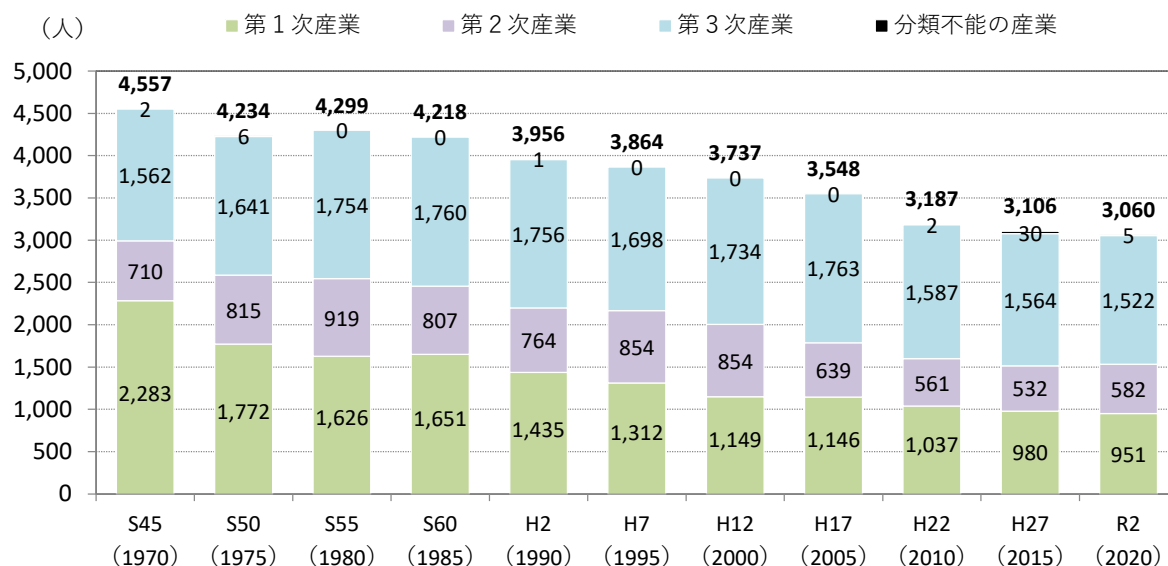


図 産業分類別の就業人数の推移

資料：総務省「国勢調査」

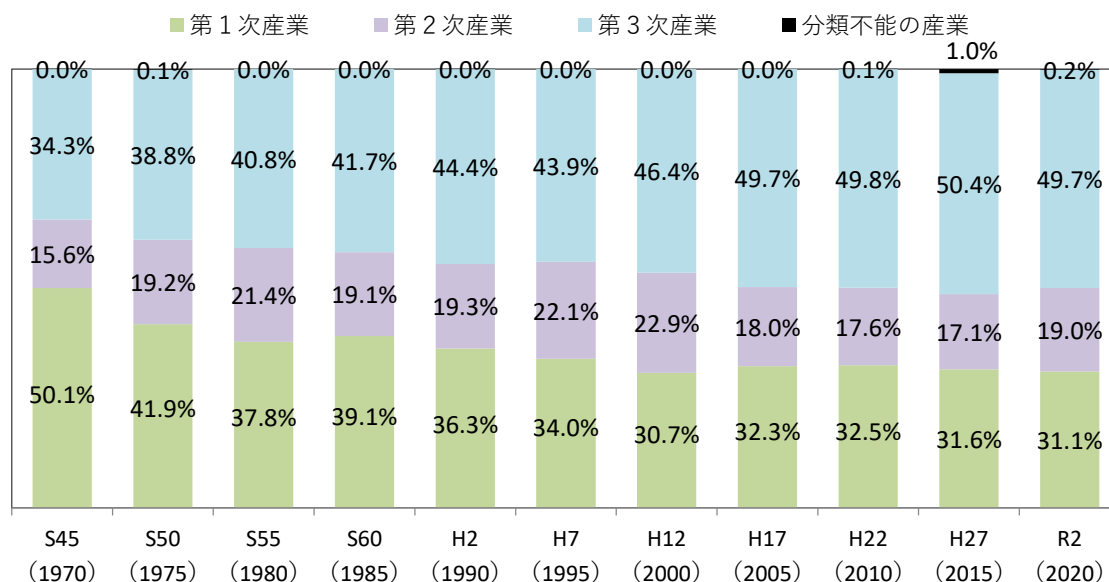


図 産業分類別の就業割合の推移

資料：総務省「国勢調査」

※分類不能の産業：主として調査票の記入が不備であって、いずれに分類すべきか不明の場合又は記入不詳で分類しえないものである。

②産業別の生産・販売額などの動向

イ) 農業

平成26年以降の大樹町の農業産出額は増加傾向にあり、平成26年の約127億円から令和3年には約174億円となっています。農業産出額の内訳をみると、畜産が多くを占めている状況となっています。

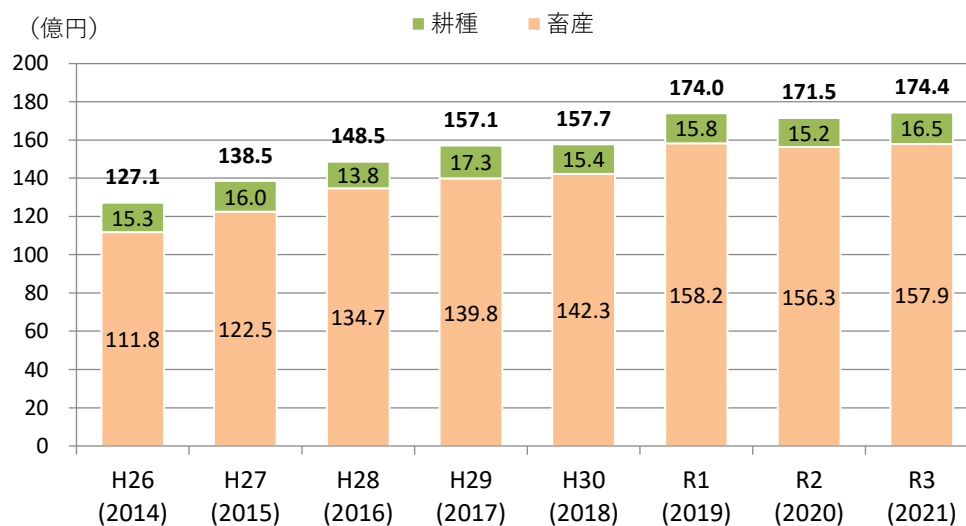


図 大樹町における農業産出額の推移

資料:農林水産省「市町村別農業産出額(推計)」

ロ) 漁業

平成20年以降の大樹町の漁獲高・漁獲量の推移をみると、漁獲量は平成26年の2,613トンから減少傾向にあり、令和3年には798トンとなっています。それに伴い漁獲高も減少を続け、平成26年の約12.4億円から令和3年には約4.7億円まで落ち込んでいます。

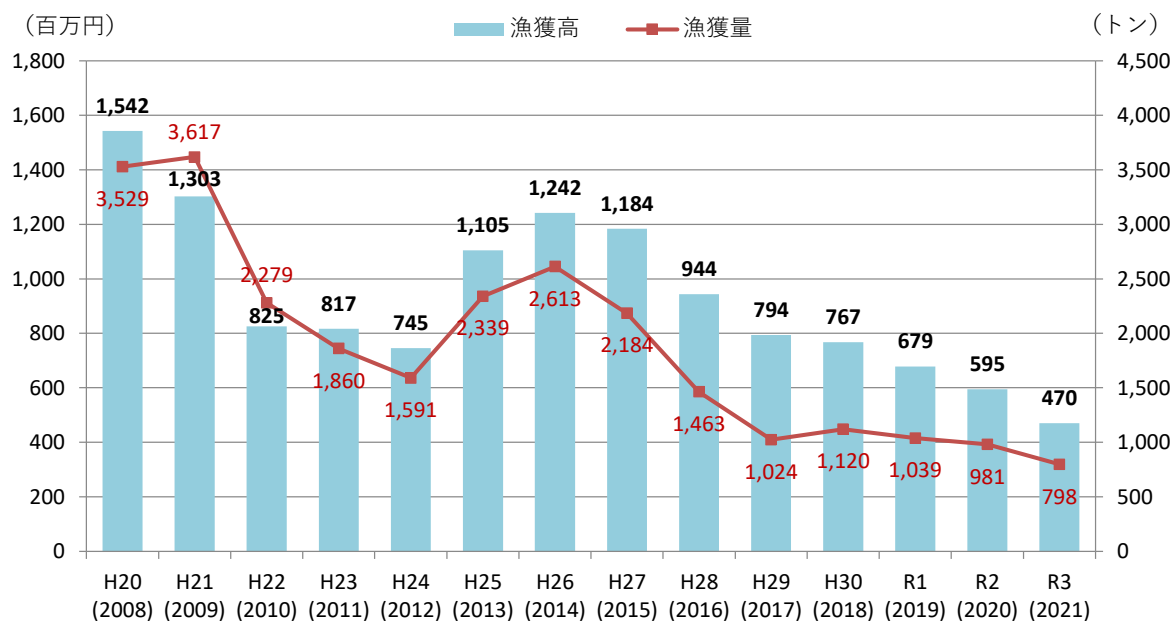


図 大樹町における漁獲高・漁獲量の推移

資料:北海道「北海道水産現勢」

八) 工業

平成9年以降の大樹町の工業の動向をみると、従業者数は減少傾向にありましたが、平成27年以降、概ね400人前後で推移しています。

工業出荷額は近年増加傾向にありましたが、令和2年には143億円となっています。

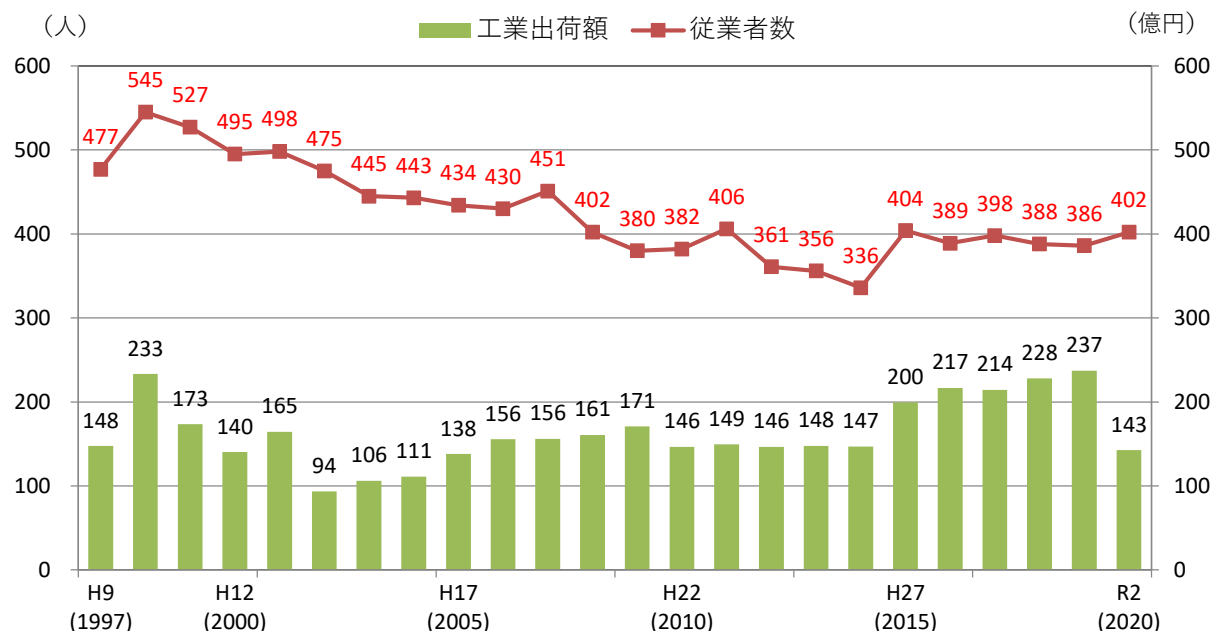


図 大樹町における工業従業者数・工業出荷額の推移

資料：経済産業省「工業統計調査」

二) 観光

平成20年以降の大樹町の観光入込客数の推移をみると、令和元年までは増加傾向にありましたが、その後減少に転じています。また、観光客のうち日帰り客が7割以上を占めている状況にあります。

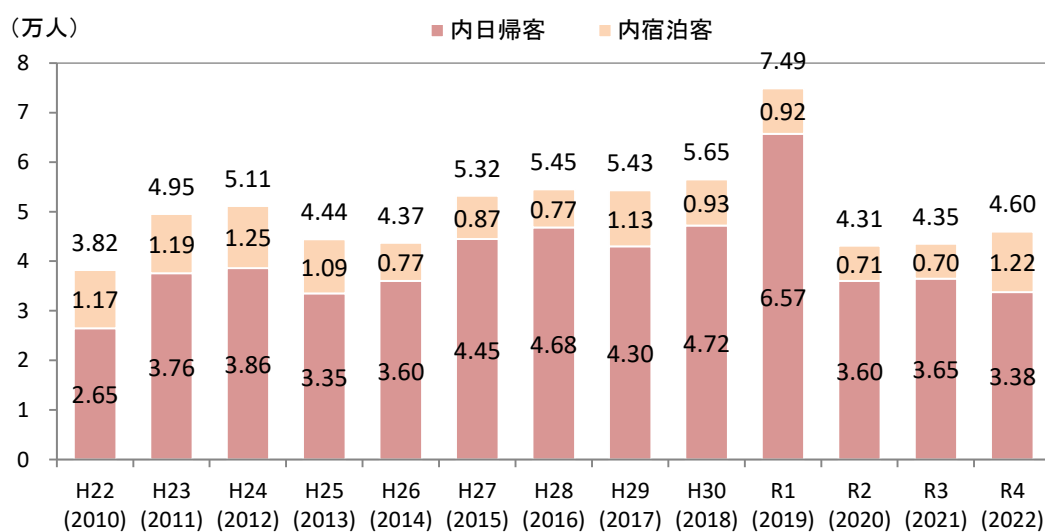


図 大樹町における観光入込客数の推移

資料：北海道経済部「北海道観光入込客数の推移」

(4) 土地利用の動向

① 都市計画区域・用途地域

大樹町の都市計画区域は 1,208ha であり、そのうち約 257ha に9種類の用途地域が指定されています。

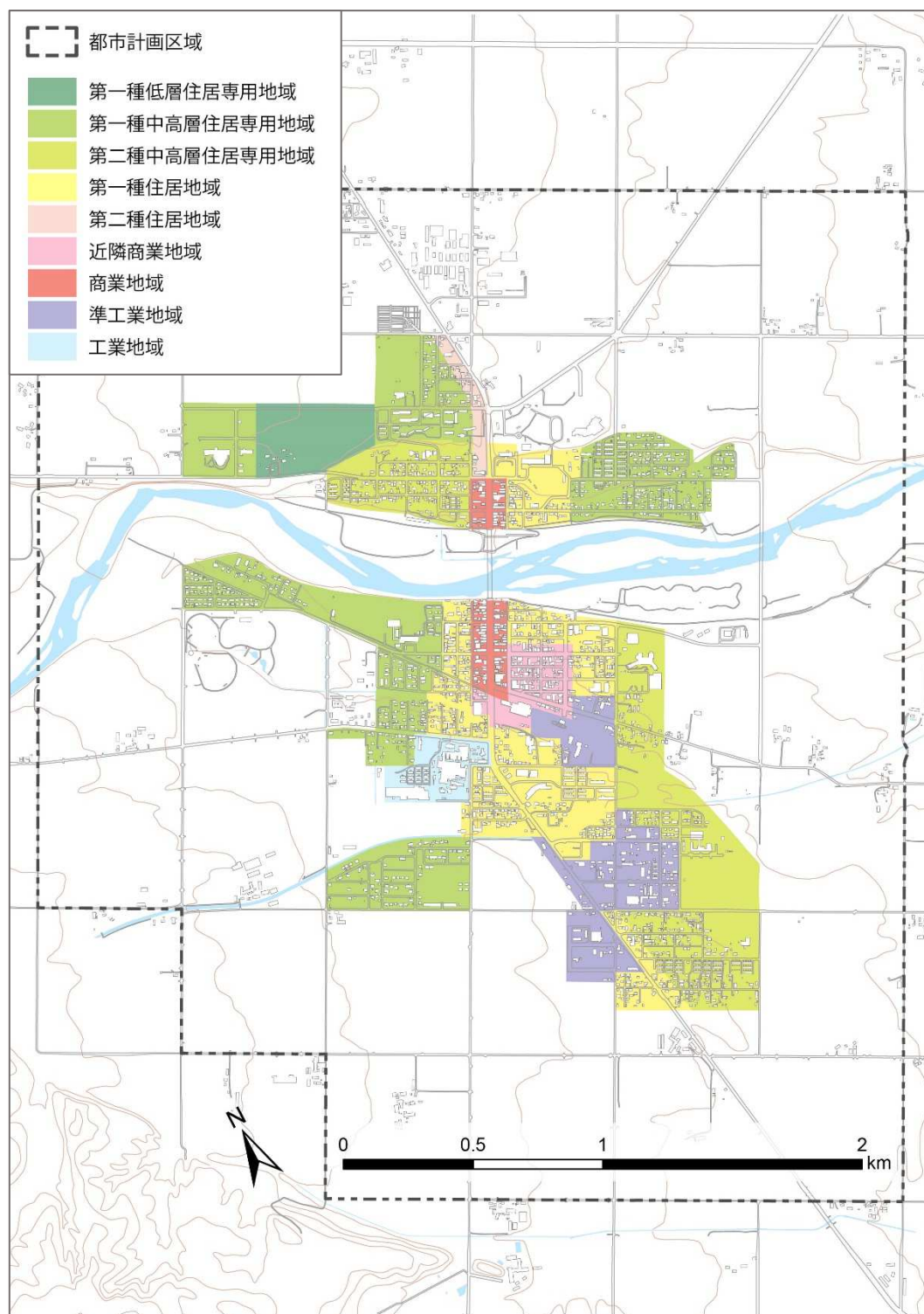


図 大樹都市計画区域における用途地域の状況

②農業振興地域、農用地区域の状況

大樹町の市街地は農地に囲まれており、用途地域範囲の外側には農業振興地域（農振白地地域）、更にその外側には農用地区域が広がっています。

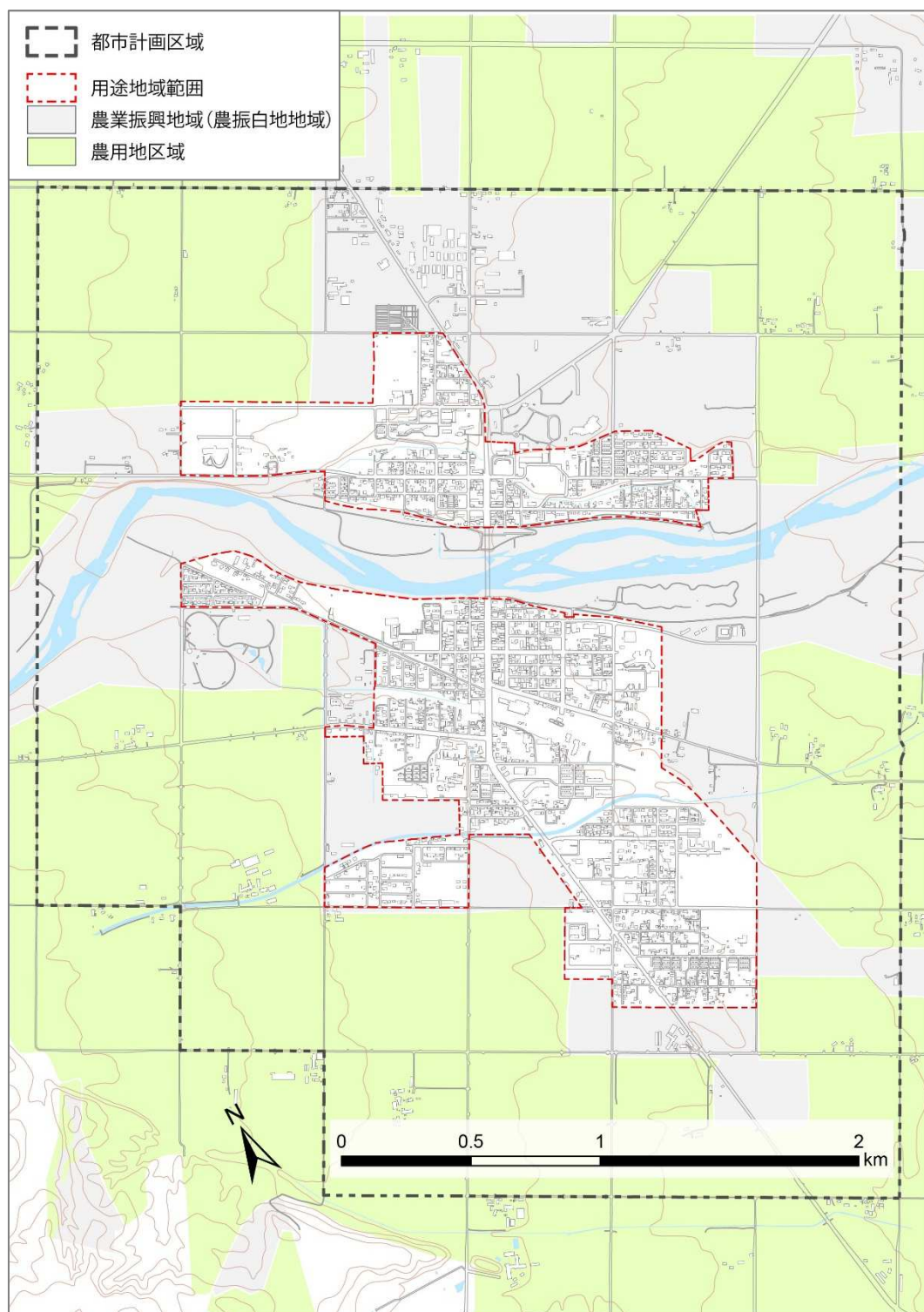


図 大樹都市計画区域における農業振興地域の状況

③ 都市機能の立地状況

イ) 福祉施設

福祉施設は市街地の中心部に3施設立地しているほか、市街地の北部に介護老人保健施設が立地しています。

特別養護老人ホームコスモス苑
介護老人保健施設 ケアステーションひかり
大樹町高齢者保健福祉推進センター「らいふ」
大樹町公衆浴場



図 大樹町における福祉施設の立地状況

ロ) 子育て支援施設、社会教育・スポーツ施設

子育て支援施設は市街地の中心部近くにまとめて立地しているほか、市街地西部に大樹中央運動公園、市街地北部に大樹町図書館、生涯学習センターが立地しています。

南十勝こども発達支援センター
認定こども園たいき/大樹町子育て支援センター
尾田認定こども園おひさま（都市計画区域外）
大樹町福祉センター（集会場）
生涯学習センター（集会場）/大樹町図書館
B&G海洋センター（体育館）
B&G海洋センター（プール）
大樹町武道館/大樹町学童保育所
大樹中央運動公園
宇宙交流センター SORA（都市計画区域外）

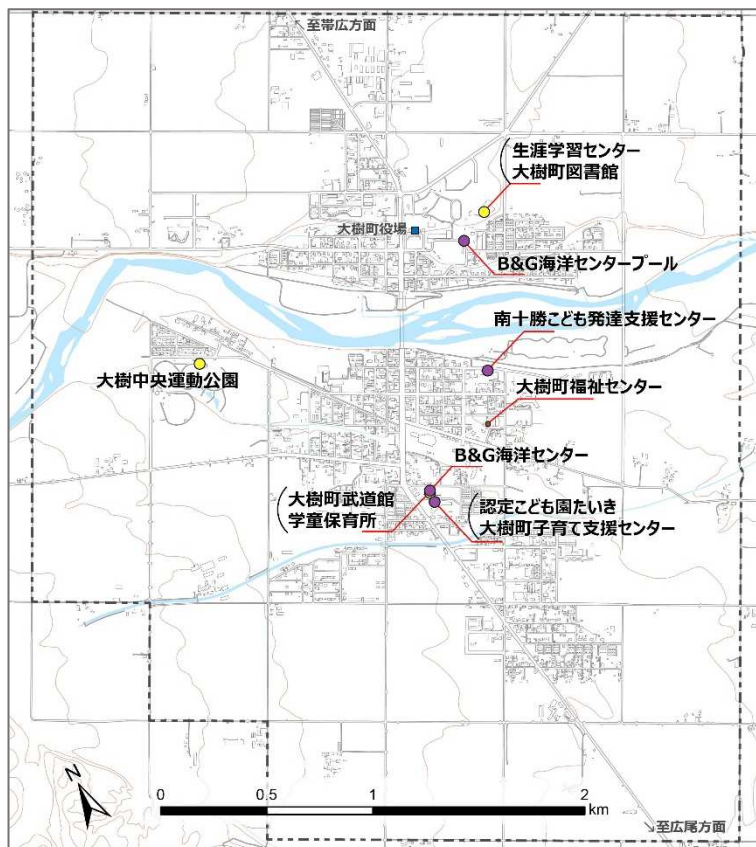


図 大樹町における子育て支援、社会教育・スポーツ施設の立地状況

八) 学校教育施設

学校教育施設は、大樹小学校が市街地北部、大樹中学校が市街地南部に立地しているなど、分散して立地している状況にあります。

大樹小学校
大樹中学校
大樹高等学校
大樹町学校給食センター
大樹町学童保育所

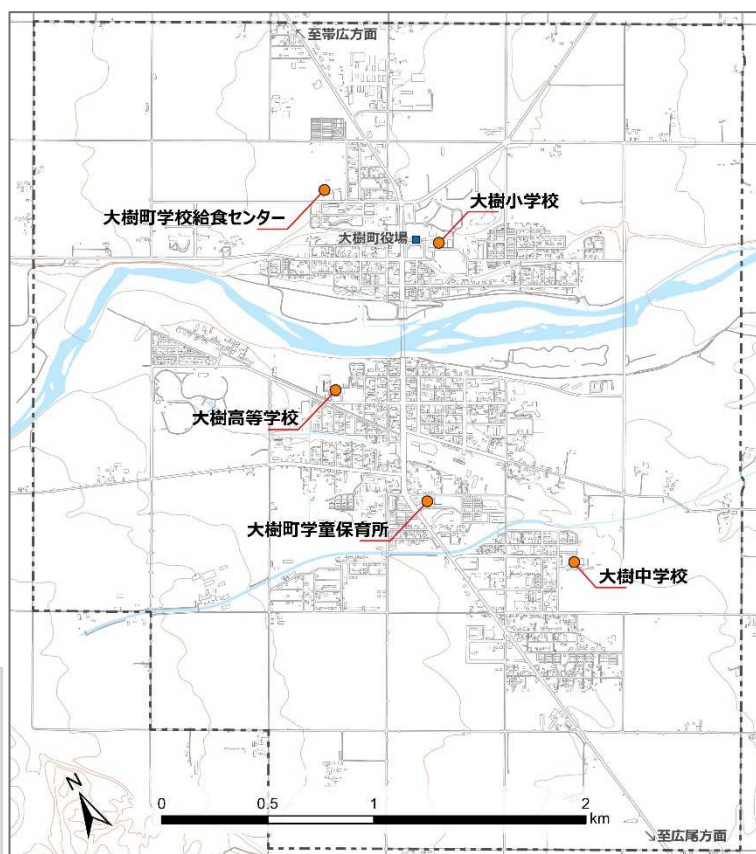


図 大樹町における学校教育施設の立地状況

二) 医療施設・商業施設

医療施設は市街地中心部に2施設、市街地北部に1施設立地しています。

商業施設は、市街地中心部にスーパーマーケットが2店舗、国道236号沿いにコンビニエンスストアが3店舗立地しています。

大樹町立国民健康保険病院
大庭医院
森クリニック
ローソン 大樹町店
セイコーマート たちばな大樹店
セブンイレブン 大樹西本通店
コープさっぽろ たいき店
フクハラ 大樹店
サツドラ 大樹店
DCMニコット 大樹店

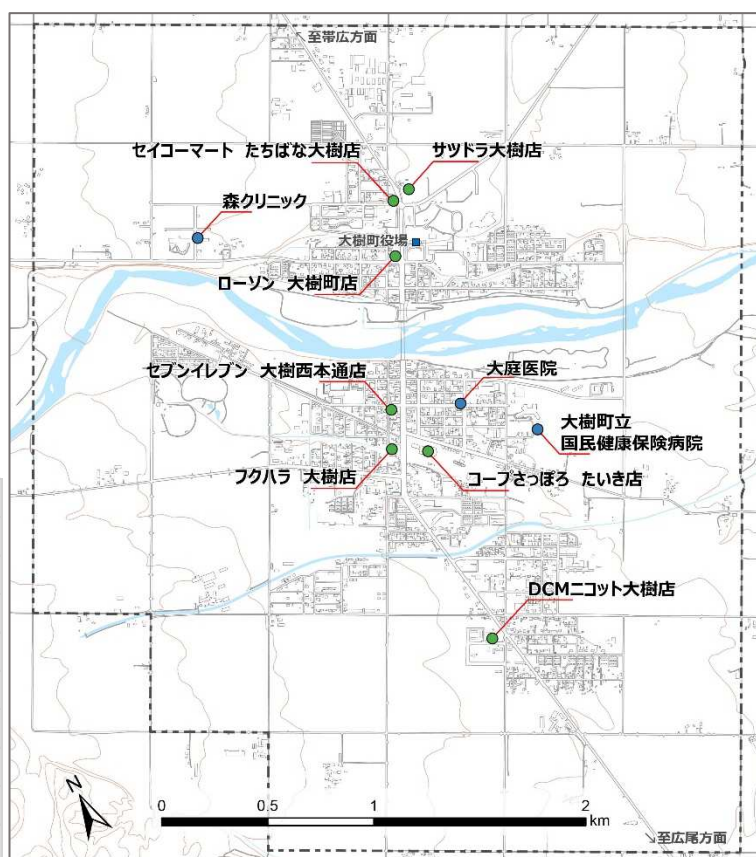


図 大樹町における医療施設・商業施設の立地状況

（5）道路・交通

① 広域交通網

道路交通として、大樹町には、帯広市と浦河町を結ぶ国道 236 号が市街地を通過しながら南北を貫いているほか、浦河町から広尾町を経由し、釧路市に至る国道 336 号が東部を通過しています。

また、一般国道自動車専用道路として、帯広広尾自動車道が大樹町と幕別町の境界付近に位置する忠類大樹 IC まで開通しているほか、現在、終点となる（仮称）広尾 IC までが事業区間となっており、大樹町には新たに（仮称）大樹 IC が設けられる予定となっています。



図 大樹町における広域交通網の状況

資料:北海道開発局 帯広開発建設部ホームページ

②都市計画道路

町内には、都市計画道路が 14 路線、合計延長 10,945m あり、そのうち、4 路線が整備済み、10 路線に未整備箇所がある状況となっています。

路線名	巾員 (m)	車線数	延長 (m)
大樹本通	27	4	約 2,910
大樹21号通	16	2	約 1,160
清水大樹2号通	18	2	約 560
大樹2条通	18	2	約 470
駅前通	18	2	約 190
双葉通	16	2	約 970
清水大樹1号通	18	2	約 615
幸徳大樹通	18	2	約 430
浜大樹大通	14	2	約 1,150
南2線通	14	2	約 260
南5線通	16	2	約 450
南6線通	16	2	約 550
寿ふれあい通	18	2	約 670
大樹北21号通	16	2	約 560
合計			約 10,945

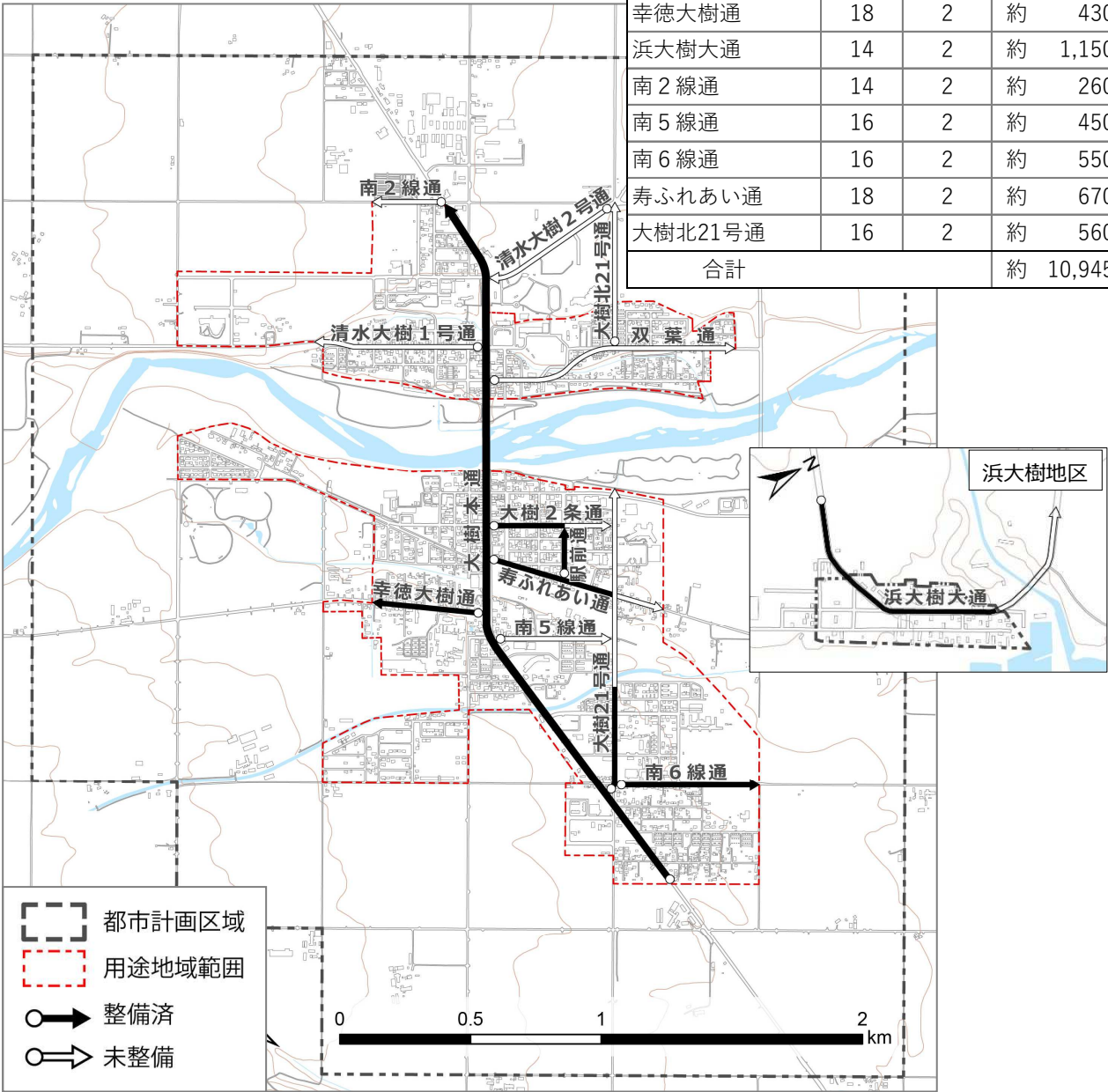


図 大樹町における都市計画道路の状況

③バス交通

町内では、十勝バス(株)により帯広市と広尾町を結ぶ広尾線が国道 236 号沿いに平日 1 日 12 便運行しています。また市街地と農村部を結ぶ路線として、町営の「大樹町ふれあいバス」が運行されているほか、市街地を巡回するコミュニティバス「コスモ」が運行されています。

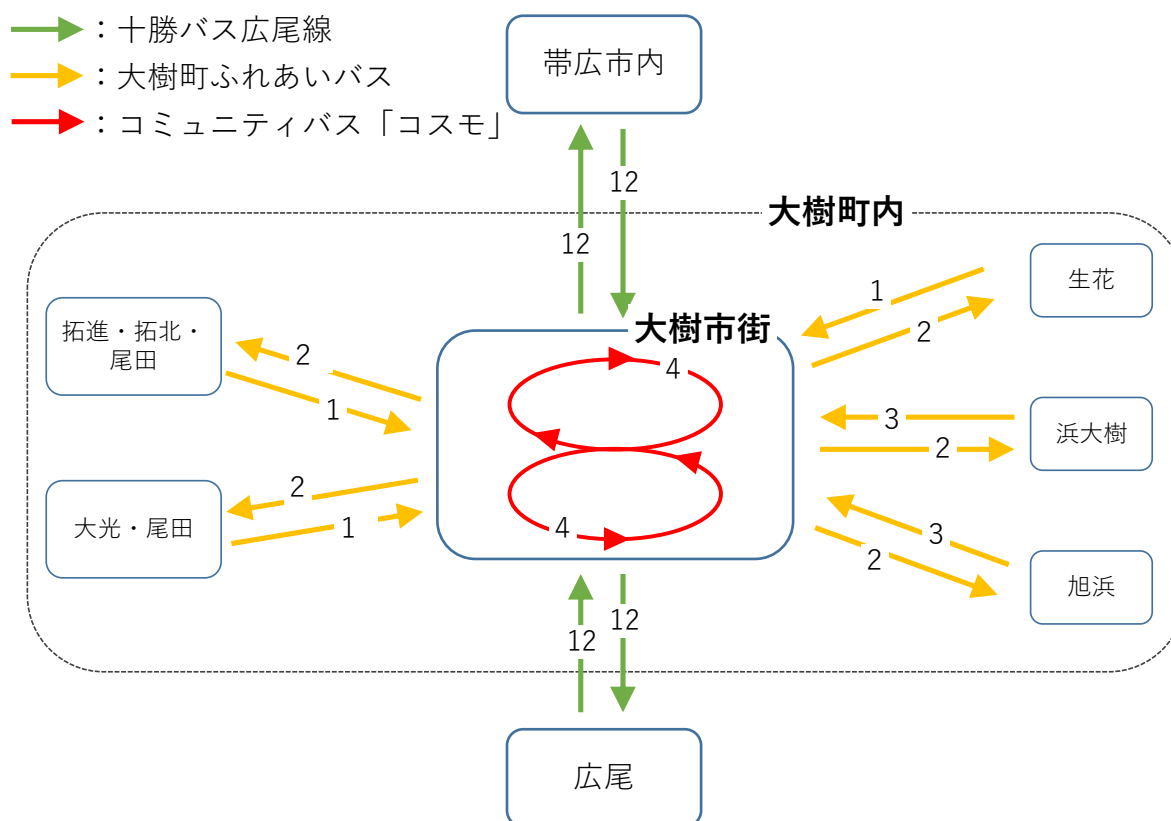


図 町内のバス路線の運行状況

(6) 都市計画公園

町内には、都市計画公園として、街区公園が4か所、総合公園、運動公園、都市緑地が1か所ずつあります。

種別	公園名	面積 (ha)
街区公園	かしわぎ公園	約 0.12
	ひがし公園	約 0.17
	まつなみ公園	約 0.12
	まゆう公園	約 0.17
合計		約 0.58
総合公園	柏林公園	約 6.90
合計		約 6.90
運動公園	大樹中央運動公園	約 17.70
合計		約 17.70
都市緑地	歴舟川河川緑地	約 61.60
合計		約 61.60
総合計		約 86.78

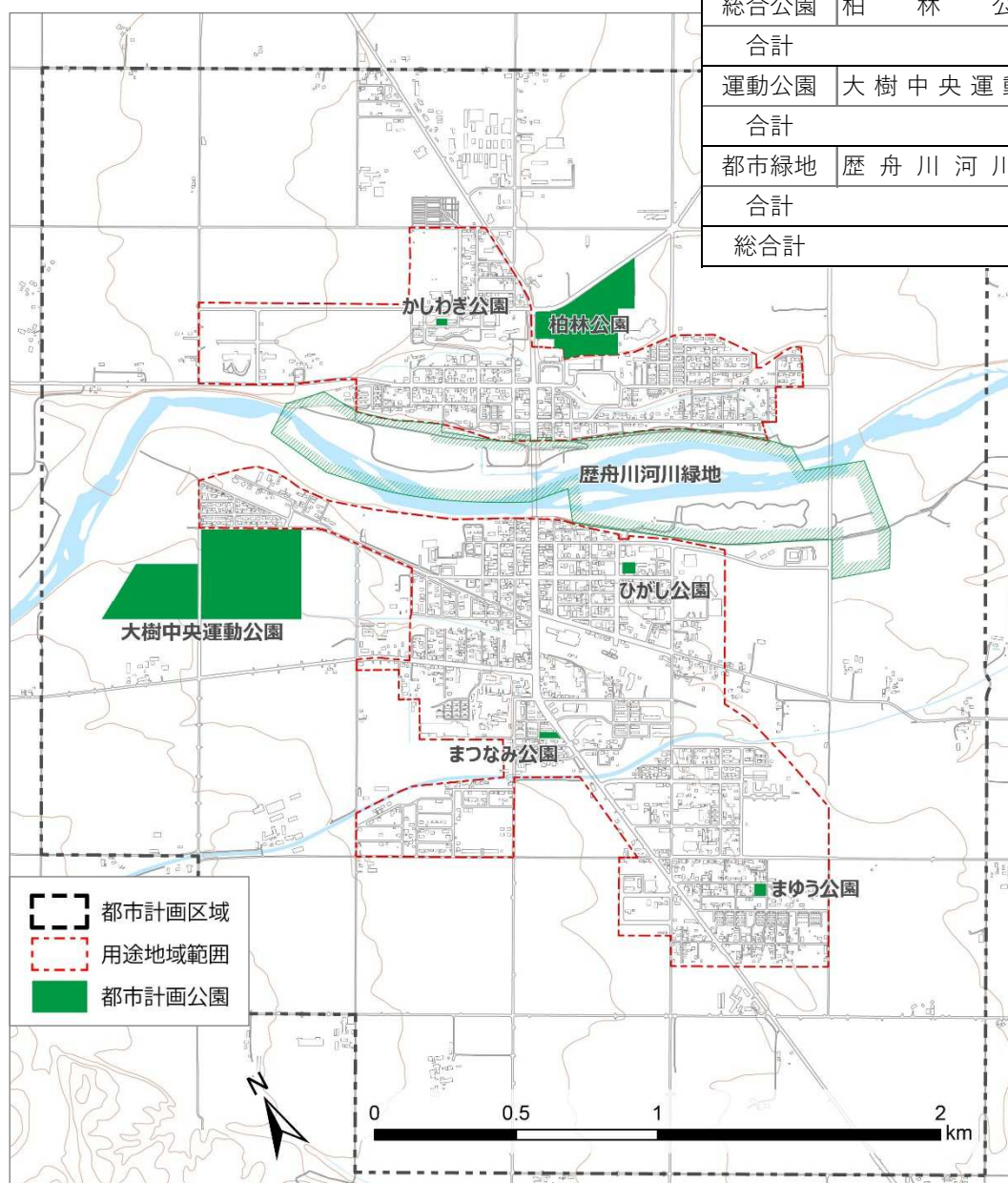


図 大樹町における都市計画公園の状況

(7) 下水道、河川

①下水道

令和5年3月末時点における下水道計画および整備状況は、計画区域 245.8ha、処理区域 221.13ha となっており、全人口に占める下水道普及率は 69.0%、処理区域内人口に占める水洗化率は 95.8%となっています。

表 下水道の状況

総人口	計画区域 面積	処理区域					管渠延長
		面積	人口	普及率	水洗化人口	水洗化率	
5,402 人	245.8ha	221.13ha	3,727 人	69.0%	3,570 人	95.8%	35,582m

②河川

歴舟川は、昭和 60 年、帯広建設管理部大樹出張所からの河川占用許可により整備・利活用をはじめ、平成8年1月に都市計画緑地として歴舟川河川緑地の決定（61.6ha）を行いました。その後、平成9年度から平成 15 年度にかけてパークゴルフ場やサッカー場、園路などの整備をおこなっています。

表 大樹歴舟川河川緑地整備事業の概要

	計画決定・事業等概要	備考
昭和60年	河川占用許可（4,000㎡）	
平成4年	河川占用許可（91,570㎡）	
平成4年～ 平成6年	パークゴルフ場造成工事	
平成8年	大樹町都市計画緑地の決定（61.6ha）	
平成9年	大樹町都市計画緑地事業認可（14.3ha）	・パークゴルフ場、サッカー場 ・多目的広場、お祭り会場
平成9年度～ 平成12年度	施設整備 （パークゴルフ場、サッカー場、園路など）	
平成13年度～ 平成15年度	イベント広場 （芝生広場、水飲み広場、芝生駐車場、お祭り広場、エントランス広場）、便所、駐車場	

(8) 居住の状況

住宅の所有関係別世帯数および全世帯に占める割合をみると、持ち家の世帯数は平成12年まで微増傾向にありましたが、その後は横ばい傾向となり、令和2年には1,411世帯（57.2%）となっています。公営借家の世帯は平成7年の536世帯（22.2%）をピークに減少に転じ、令和2年には357世帯（14.5%）となっています。民営借家の世帯は増加傾向にあり、令和2年には418世帯（17.0%）となっています。給与住宅の世帯は減少傾向にあり、令和2年には264世帯（10.7%）となっています。

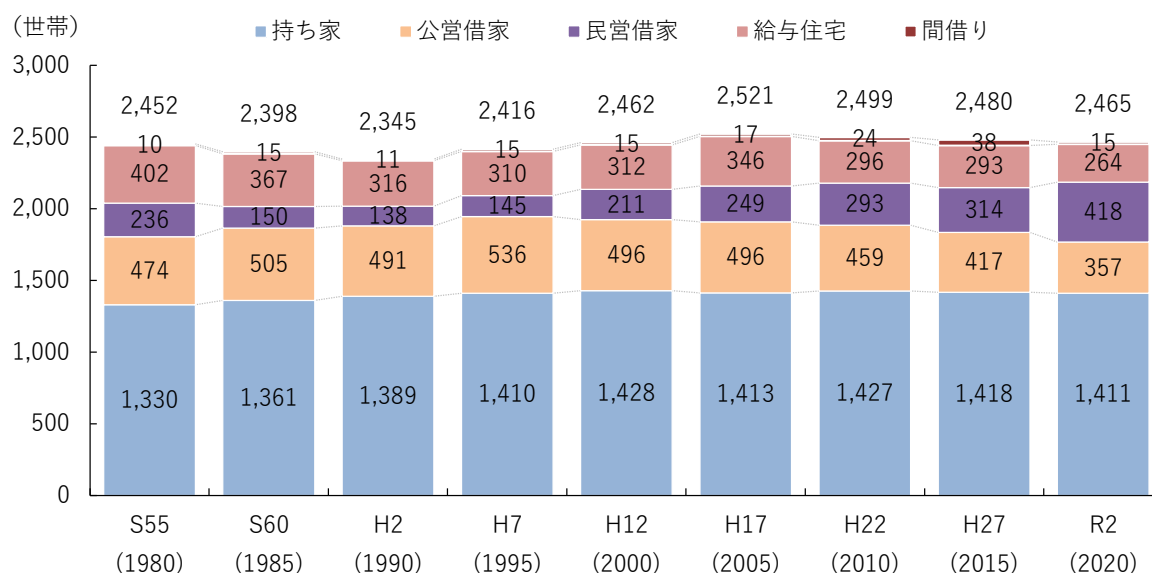


図 大樹町における住宅の所有関係別世帯数の推移

資料:総務省「国勢調査」

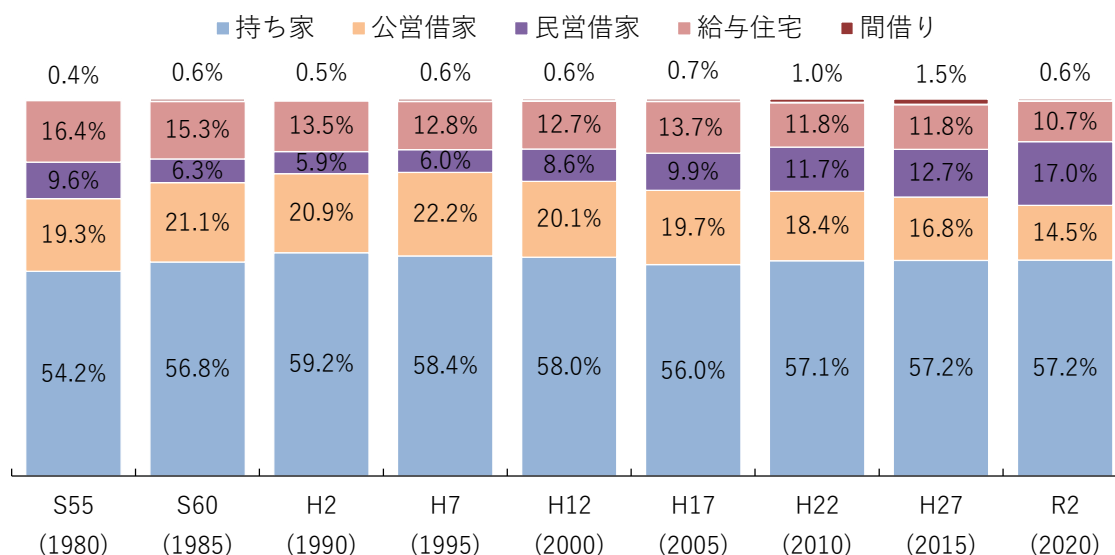
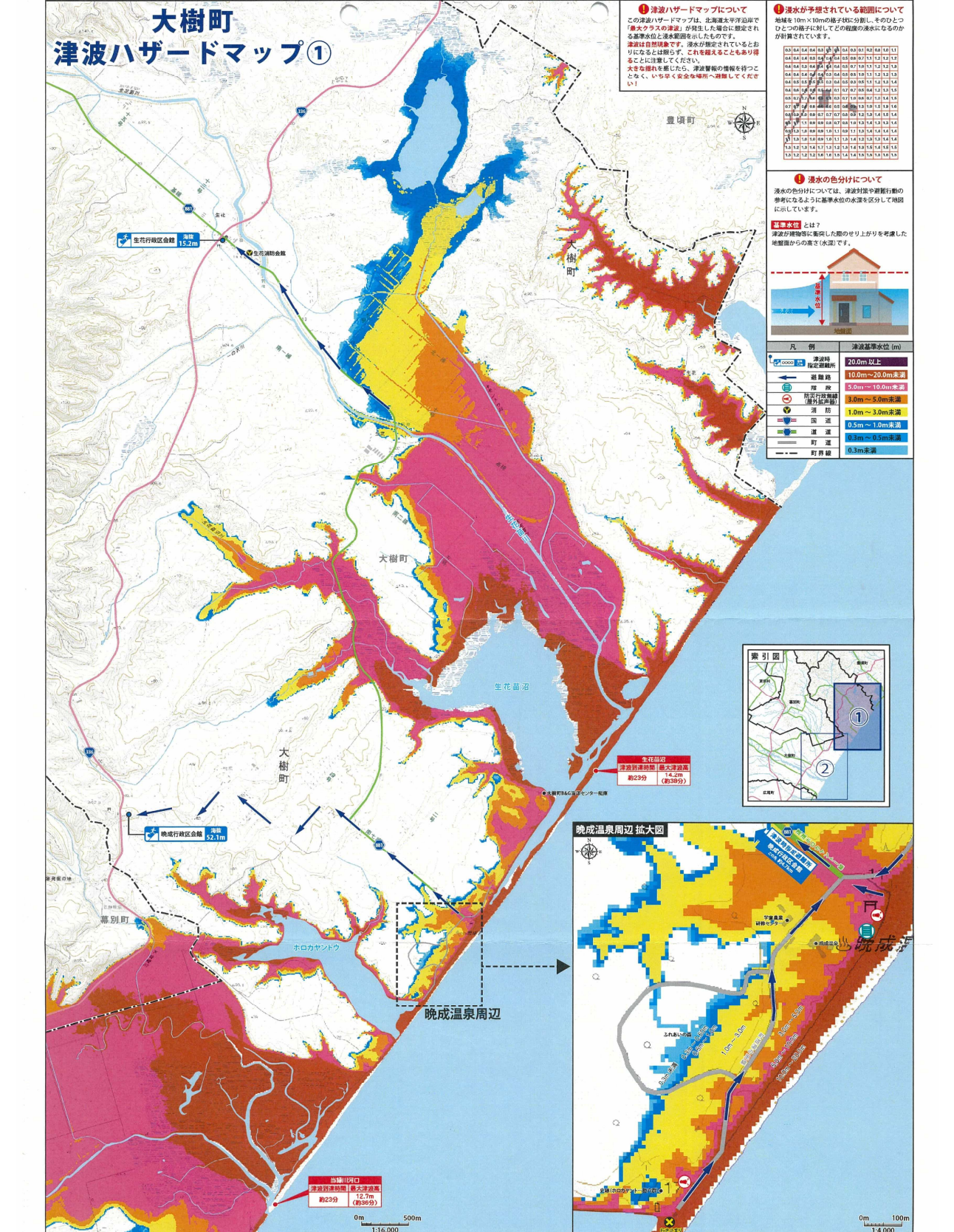
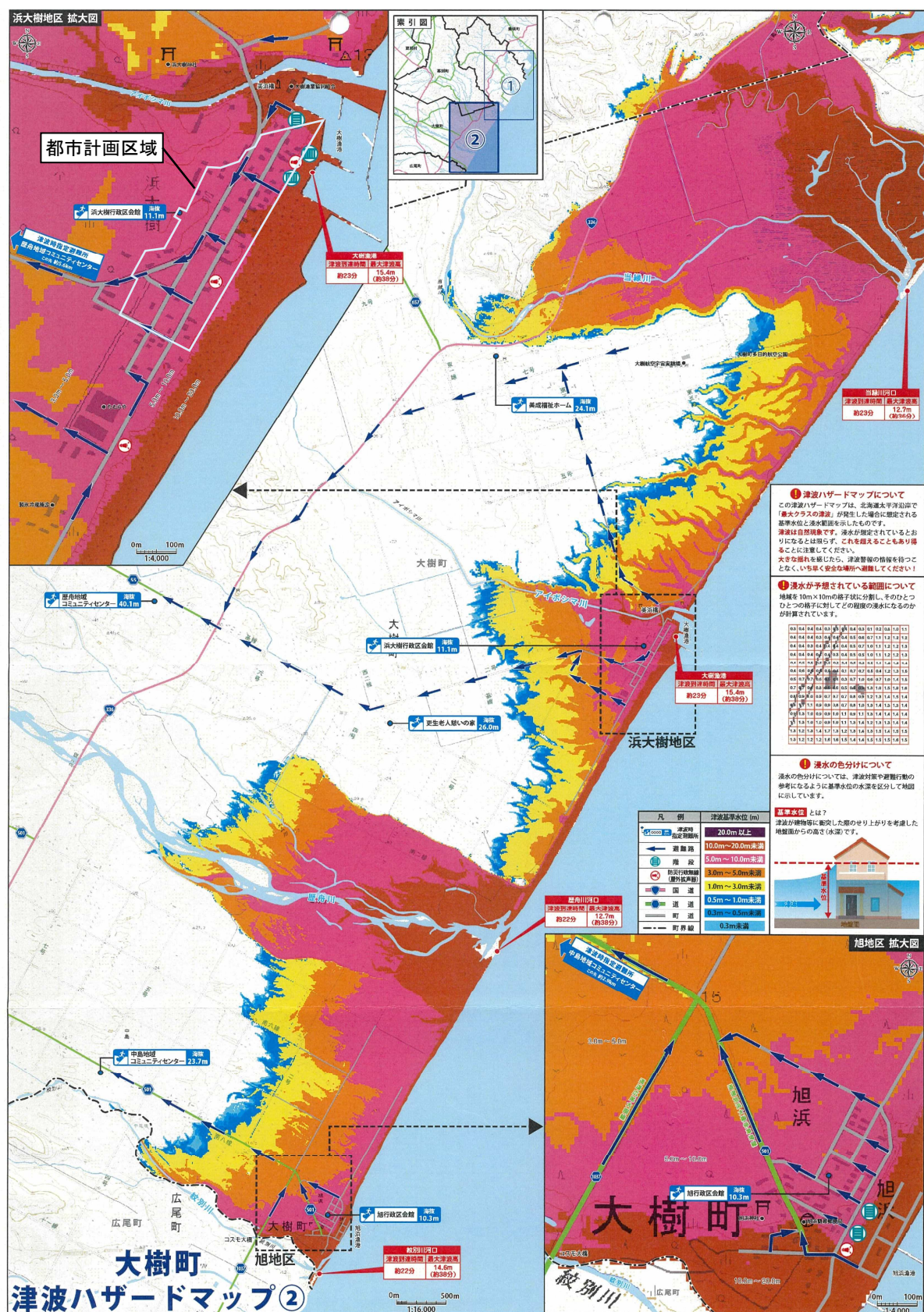


図 大樹町における住宅の所有関係別世帯割合の推移

資料:総務省「国勢調査」





②洪水

大樹町では、「想定し得る最大規模の降雨（1000年に1度程度）」により河川が氾濫した場合、歴舟川沿いを中心に広い範囲での浸水が想定されています。

歴舟川沿いの地域では2階が浸水する高さ3.0m以上の浸水が想定されるエリアも見られます。

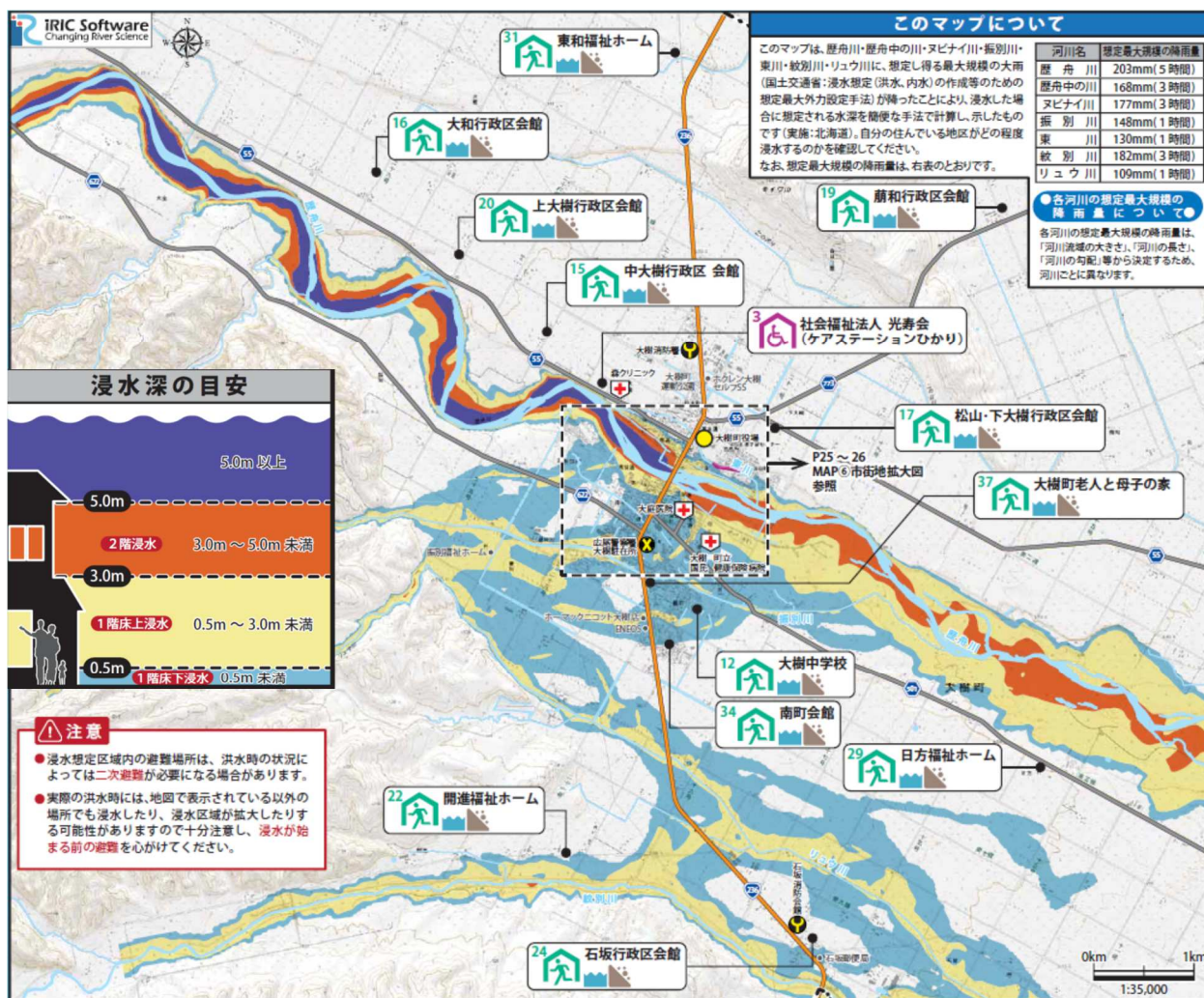


図 大樹町における洪水浸水想定深の状況(市街地周辺広域図)

資料：大樹町洪水ハザードマップを加工して作成

市街地付近の拡大図をみると、中心市街地を含む広い範囲が浸水すると想定されますが、2階が浸水する 3.0m 以上の浸水深は歴舟川河川敷やその周辺のごく一部の範囲となっています。

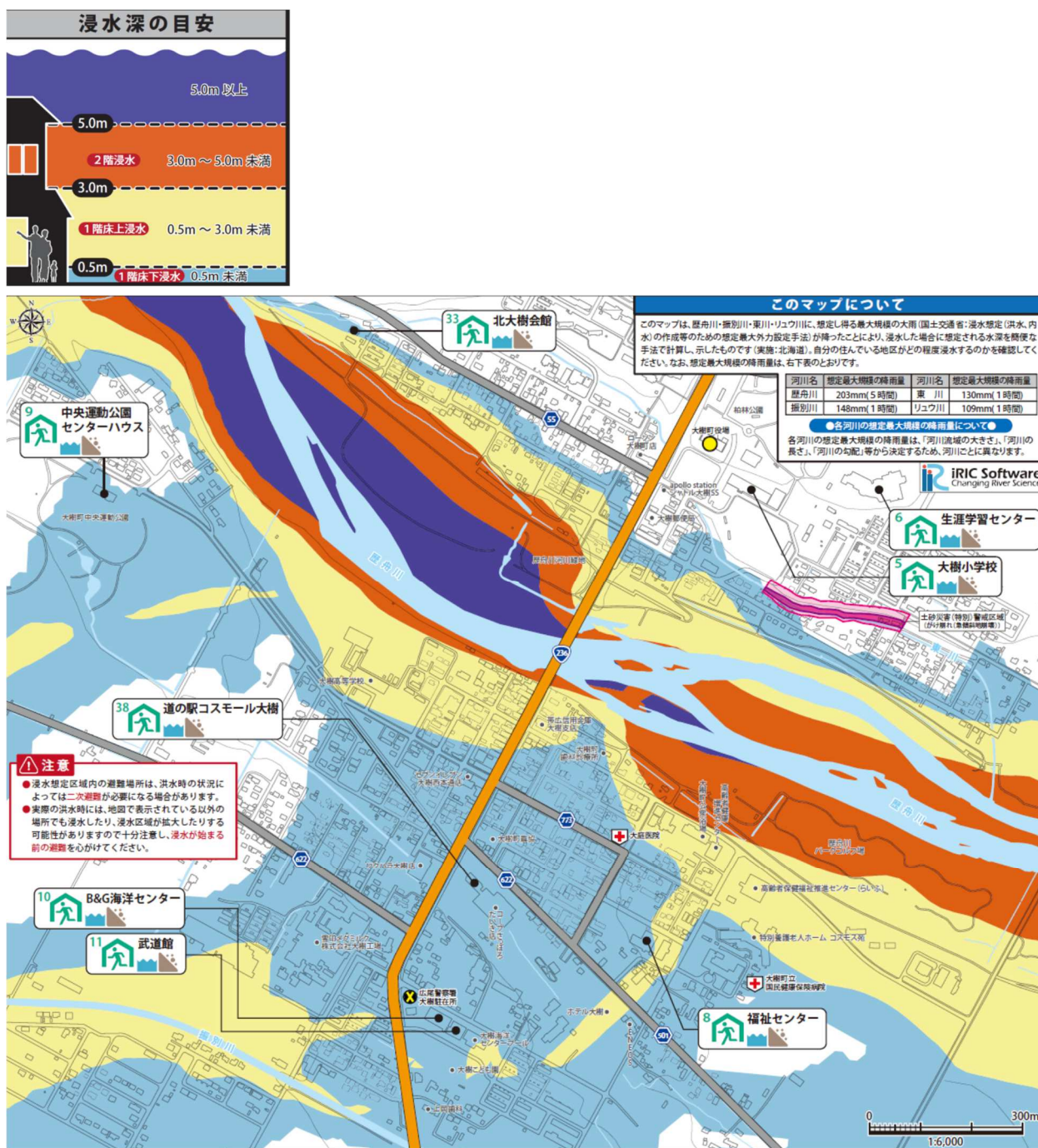


図 大樹町における洪水浸水想定深の状況(市街地付近拡大図)

資料：大樹町洪水ハザードマップを加工して作成

③土砂災害

大樹町内における土砂災害特別警戒区域および警戒区域をみると、急傾斜地の崩壊について2か所、土石流について5か所指定されています。

このうち、急傾斜地の崩壊についての警戒区域1か所が都市計画区域内となっています。

表 大樹町における土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

自然現象の種類	区域区分	所在地
急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	大樹町字幸徳
急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	大樹町東本通、双葉町、松山町、仲通
土石流	警戒区域、特別警戒区域	大樹町字幸徳
土石流	警戒区域、特別警戒区域	大樹町字光地園、字大全
土石流	警戒区域	大樹町字萌和
土石流	警戒区域	大樹町字生花
土石流	警戒区域	大樹町字生花

資料：北海道土砂災害警戒情報システム

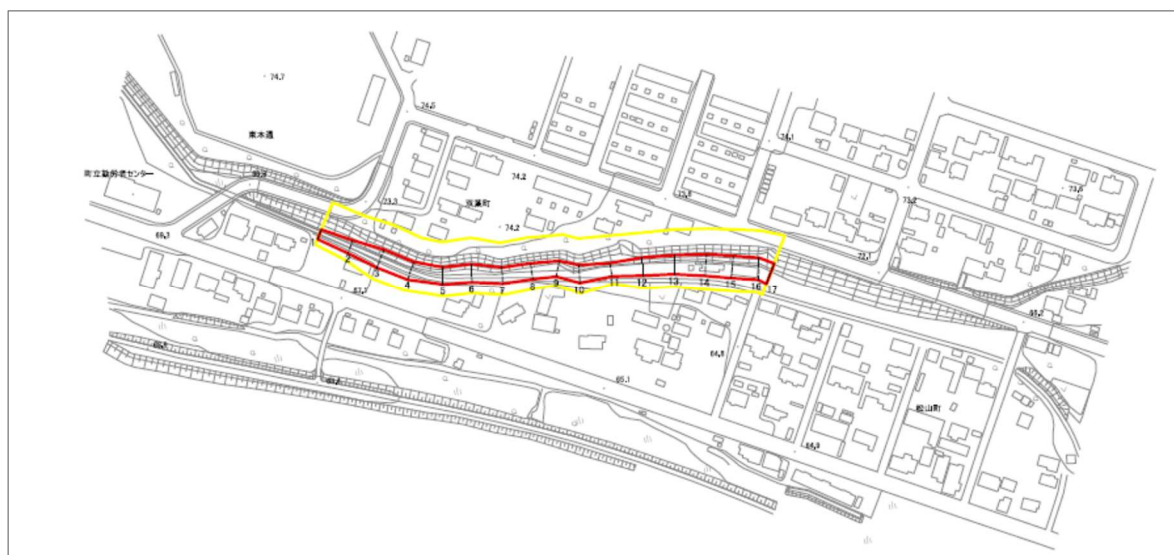


図 都市計画区域内の土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の状況

2-2 上位計画・関連計画の整理

ここでは、本計画の上位・関連計画について、本計画への反映や整合を図ることを目的とし、概要や都市計画分野に関連する施策の整理を行います。

(1) 第6期大樹町総合計画

計画期間	令和6～15年度	
計画の役割	- 多様な主体によるまちづくりを推進していくために、「まちづくりの理念や方向性と将来像」を明らかにし、必要な施策を調整・反映させていく連携の基礎としての役割 - 地域の特性を生かしたまちづくりを進めていくために、住民と行政がそれぞれの役割と責任を自覚して、互いが対等な立場で協働し、より一層の連携を深めてまちづくりを推進するための「住民参画・協働の総合指針」としての役割 - まちには、自らの責任と判断で自らの進むべき方向を決め、自ら実行できる行財政体制の確立が求められており、選択と集中を踏まえた自立したまちを経営・マネジメントする視点に立った「計画的な行財政運営の総合指針」としての役割	
基本理念	人とひと・人と自然・人と宇宙がつながる 誰にでも居場所のあるまち大樹	
基本目標	- 共に支え合い安心して暮らせるまち - 誰もが学び続けられるまち - 豊かな資源を活かし挑戦を続けるまち - 美しい自然と共生する持続可能なまち - 地域共創やデジタル化が進むまち	
都市計画 関連 施策	【1-7 防災】	
	施策名	取組の内容
	大規模災害への備え	- 国土強靱化計画に基づき、道路や橋梁、河川、上下水道等の耐震化や雨水対策を推進します。 - 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震により発生が予測される巨大津波に対する避難施設や避難路の整備について、地域住民と合意形成を図りながら、進めてまいります。
	防災体制の充実	- 要支援者への対応等を含めて、避難所の備蓄品や設備の充実等に取り組みます。 - 避難行動要支援者に対する避難支援の確立や自主防災組織の育成等に取り組みます。 - 災害発生時に迅速な対応ができるよう、引き続き民間企業をはじめ他の自治体等と防災協定を締結して、応援協力体制の強化を図ります。 - 強靱化計画、橋梁長寿命化修繕計画等に基づき、道路や橋梁、河川、上下水道等の長寿命化対策や更新を推進します。
	【2-2 社会教育】	
	施策名	取組の内容
	社会教育施設の充実	- 生涯学習センターの適切な維持管理と計画的な修繕・改修を行うとともに、更なる利用促進に努めます。 - 図書館のあり方について検討するほか、利用者の利便性向上に努めます。

【3-4 商工業】

施策名	取組の内容
魅力ある商店街づくり	- 個性を活かした魅力ある店舗づくりにつなげるため、新商品開発、集客力強化、ICT活用、キャッシュレス決済普及促進等の経営課題への取組を支援します。 - 買い物利便性を高めるとともに、地域コミュニティの担い手としての機能を高めるため、経営基盤・体制強化の支援を行います。 - イベントや様々な活動を通して、商店街のにぎわいを創出する取組を支援します。 - 商業地の空き地・空き店舗の活用促進を図ります。
企業誘致の推進	- 地場産品を活用する企業、成長産業や研究機関の誘致を図ります。 - 用地の確保やインフラ整備を進めます。 - 都市圏の企業に対し、用地情報の提供に努めるとともに、優遇制度を活用した誘致の促進に努めます。

【3-5 観光】

施策名	取組の内容
「道の駅」の機能充実	- 道の駅の魅力向上に向けて協議会を設置し、対策を検討します。 - 道の駅の機能充実を図って、更なる利活用の促進に努めます。

【3-6 航空宇宙】

施策名	取組の内容
企業誘致と雇用創出の促進	- 用地の確保やインフラ整備を進めます。 - 雇用の受け皿となる住環境の整備促進を図ります。
観光客・視察者の誘致	- 航空宇宙ビジターセンターや打ち上げ見学場の整備について検討します。 - 航空宇宙関連の教育旅行、企業視察の誘致に取り組みます。

【4-3 上下水道】

施策名	取組の内容
水道施設の整備	- 施設や管路に対する点検や修繕等を実施するとともに、予防保全の考えによる計画的な更新・布設替えを進めます。 - 災害時における飲料水の確保や施設の運転継続・早期復旧を図ります。
公共下水道の整備	- 持続的な下水道機能を確保するため、適正な維持管理に努めるとともに、ストックマネジメント計画に基づき、施設の更新を進めます。 - 下水道計画区域を検討し土地利用を考慮した下水道の整備を行います。 - 下水道未整備区域においては、地域の実情に合った適切な汚水処理方法により効率的な整備を進めます。

【4-4 道路】

施策名	取組の内容
主要幹線道路の整備促進	・高規格幹線道路帯広・広尾自動車道の整備促進を働きかけます。
国道・道道の整備促進	・橋梁の拡幅改良を要請します。 ・歩道や信号機・交通標識等の交通安全対策の強化・推進と避難経路の整備を要請します。 ・路肩や歩道の定期的な草刈り、冬期間の防雪対策や路面凍結対策、除排雪の充実を要請します。
町道の整備	・既存道路の適切な維持管理や生活道路の整備、橋梁の長寿命化を行い、良好な地域環境の保全を図ります。 ・歩道等の交通安全施設の整備に努め歩行者に優しい道づくりを進めます。 ・企業誘致等において、必要となるインフラ整備を進めます。

【4-5 公共交通】

施策名	取組の内容
生活バス路線の確保	・沿線地域及び交通事業者と連携し持続可能なバス路線の確保に努めます。
コミュニティバスの利便性向上	・コミュニティバスやふれあいバスの利便性向上に努めます。 ・郊外部におけるデマンドバス等の導入を検討します。
持続可能な公共交通の確保	・町内外への移動の足の利便性向上に向け、道の駅を交通拠点として機能強化を図ります。 ・自動運転技術の導入やMaaS等の新たな交通サービスの導入を検討します。

【4-6 公園・緑地】

施策名	取組の内容
公園の整備、維持管理	・にぎわいや交流機会の創出と誰もが安心して利用できる公園を目指し、公園の特性やユニバーサルデザインに配慮した整備を推進します。 ・地域の住民にとってより愛着が感じられる空間となるよう、住民と協働で維持管理に努めます。 ・老朽化遊具の計画的な更新に取り組みます。
緑化の推進	・住民が散策等を楽しめるよう歴舟川河川緑地の維持と活用を推進します。 ・自然林、防風林等を保全するとともに、自然の重要性を広く啓発し、保全活動への参加を促進します。 ・公共施設周辺への花の植栽、維持管理に努めます。
景観の充実	・道路、公園、河川、公共建築物等の都市基盤施設の整備にあたっては、周辺景観との調和に配慮した整備を推進します。

【4-7 住環境】

施策名	取組の内容
市街地の整備・改善	・新たな居住環境やまちのにぎわいの創出を目指し、住民のまちづくり意識の醸成や合意形成の促進に向けた自主的な取組を支援します。 ・民間活力を活用しながら、活気、魅力、にぎわいのあふれるまちとして整備を進めます。 ・公民連携により、公共空間を活用し、まちなかの魅力の向上を図ります。
住環境の整備促進	・移住定住を促進するため、未利用となっている町有地の有効活用を図るなど、宅地の分譲・整備を進めます。 ・住環境整備の啓発とともに、建築物の耐震性能の向上を図ります。 ・北方型住宅ZERO等の脱炭素化住宅やIoT住宅等のスマート住宅への支援を進めます。 ・民間賃貸住宅の需要と供給を把握した上で、必要な施策を検討します。
公営住宅の整備	・ユニバーサルデザインを導入した公営住宅の建替えや改修等を進め、建物の安全性や入居者の居住性を高めるとともに、町産材を積極的に活用します。 ・ZEH水準や太陽光発電設備の設置など、国や北海道の整備基準等を踏まえた仕様について検討します。 ・民間活力を活用した市街地の整備を図りながら、防災性に優れた良好な住環境の整備と多様な手法による公営住宅の確保を進めます。
空き家対策	・空き家等の発生抑制や適切な管理、老朽化した空き家の除却支援に取り組み、良好な生活環境の保全を図ります。 ・地域活性化につながる空き家活用への支援を進めます。 ・空き家対策を総合的かつ継続的に推進するために民間団体等との連携を図ります。

【5-2 交流・移住定住】

施策名	取組の内容
移住・定住の促進	・移住希望者等への移住相談体制の充実を図るとともに、移住・定住に関する情報を積極的に発信します。 ・ワーキングステイ住宅や移住希望者向け住宅の活用を推進します。 ・町内の空き家や空き地の有効活用を図り、移住・定住を促進します。 ・民間との連携も図りながら、サテライトオフィスやコワーキングスペースの整備を推進します。

【5-4 行財政】

施策名	取組の内容
公共施設の整備・活用	・公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の維持管理に努めるとともに、適切な整備・活用を図ります。

(2) 大樹都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

目標年次	令和12年
基本理念	・水辺や周囲の緑と調和する安全で美しいまちづくり ・豊かな暮らしや近隣の協力関係が育まれるまちづくり ・地域資源を活かし活発な交流が展開されるまちづくり ・今後は人口の減少や少子高齢化が進行することから、市街地の拡大を抑制し、都市の既存ストックの有効活用を促進することにより、都市の防災性の向上が図られ、安全・安心で暮らしやすく、資源循環が進んだ効率的な都市構造を有する、誰もが安心して心豊かに住み続けられるコンパクトなまちづくりに向けた都市づくりを進める。
区域区分の有無	・区域区分は定めない。 ・今後は未利用地等を有効活用しながら、これまで整備等を進めてきた都市基盤を活用したコンパクトな内部充実型のまちづくりを基本とする。
主要な都市計画の決定の方針	【用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針】 ・柏木町地区の給食センター周辺では、都市構造の維持と周辺環境の調和に配慮し、特別用途地区や地区計画等を活用した適切な土地利用を検討する。 ・中心商業業務地南側の交通公園周辺には、木工場や倉庫等が立地していたが、旧国鉄広尾線の廃線に伴い、工業系土地利用の縮小が進んでいることから、道路等公共施設の整備を進め、中心商業業務地に近接した利便性の高いまちなか居住を図る住宅地へ土地利用の転換を図る。 ・用途地域の指定のない区域のうち緑町の未利用地については、隣接する工業地域と一体的な土地利用を図りながら、周辺の住宅地における住環境の保全に配慮する。 【コンパクトなまちづくりに対応する緑地の配置方針】 ・コンパクトなまちづくりを進めるため、区域内の公園等緑地の適正配置を進める。 ・人口減少等の社会情勢やニーズの変化に対応した緑地の適正配置を実現する観点から、区域内の公園等緑地が都市の利便性上より有効となるように配置する。

(3) 第2期大樹町まち・ひと・しごと創生総合戦略

計画期間	令和2～6年度	
位置付け	・国の総合戦略、北海道総合戦略、十勝定住自立圏共生ビジョンなど他の計画も勘案しつつ、平成26年からスタートした「第5期大樹町総合計画」の基本目標を総合戦略の基本目標として位置づけることとします。	
設定人口	2045年：4,095人 2065年：3,238人	
都市計画 関連施策	基本目標	具体的な施策
	「活力を高める」資源を豊かさにつなげるまちづくり	【観光と起業の推進による市街地賑わいの復活】 - 多様な観光資源を活かした特色ある観光ツアーなどの商品造成や道の駅の観光拠点機能の整備を図るとともに、全町におけるICTの利用促進などにより、観光入込客の増加を図ります。 - 市街地に多く点在する空き店舗の活用を推進し、商店街の賑わい復活を図ります。 - 今後、海外からの観光客等の訪問も見込まれることから、受け入れ体制や環境整備等、インバウンド対策の検討を進めます。
	「やすらぎを生み出す」人と自然にやさしいまちづくり	【住み続けたい生活環境の提供】 - 定住促進の受け皿となる民間賃貸住宅市場を支えるため、既存の民間賃貸住宅に対して建設費補助を行うなどの支援方策を検討します。 【公有地、公共施設の有効活用により定住を促進】 - 高齢者用の集合住宅の供給を図るため、老朽化し需要の低い公営住宅等について、高齢者向け住宅、高齢者向け施設等への転用を検討します。 - 身体状況から戸建て住宅に住めなくなっても、町外に転出せず町内で最後まで住み続けられるために、町内の高齢者住宅への住み替えの支援と、現住宅の中古住宅市場への流通を促進する方策を検討します。 【地域公共交通の在り方検討】 - 子育て世帯が親と同居できる方策を検討するなど、公営住宅等での子育て支援の仕組みづくりについて検討します。 - 戸建て住宅建設時の子育て世帯への支援を引き続き行えるよう検討します。
	「人が輝く」夢を育み学びの意欲を高めるまちづくり	【生涯学習施設の整備と運営の充実】 図書館を整備し、司書等のスタッフを充実させるとともに、多面的機能も検討し、生涯学習の拠点としてまちの魅力アップを図ります。
	「健やかに暮らす」安心と支えあいのまちづくり	【婚活をサポートするとともに子育てをする家庭が安心して暮らせる環境を築く】 - 学童保育所・児童館の施設整備を進めます。 - 老朽化した法人認定こども園の移転改築を支援し、幼児教育・保育環境の整備を図ります。 - 子どもが集い、遊べるまちなか公園を整備します。 【住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられる環境を築く】 - 住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、高齢者・障がい者住宅の整備を検討します。

(4) 大樹町公共施設等総合管理計画

計画期間	平成28～令和7年度
位置付け	大樹町総合計画を上位計画と位置づけ、そのほか個別計画は本計画の下位計画とします。また、国土強靱化やインフラ長寿命化基本計画についても連携・連動しながら本計画へ反映させます。
基本的な考え方	- 地域の将来像を見据えた公共施設等の適正な配置等の検討を行っていきます。 - 新規の公共施設等は財政状況を踏まえ、供給量の適正化を図ります。 - 今後も保持していく必要が認められた施設については、長寿命化を柱に、建て替え、民間等への譲渡、複合化、広域化のいずれかを選択し、建て替えをする場合は、まず減築や他の施設との複合化を検討します。 - 昭和56年以前に建てられたもの、令和7年時点で耐用年数を超える施設を優先的に検討します。耐用年数を経過していない施設も著しい劣化が認められる場合、検討します。
都市計画 関連施策	【機能の複合化等による効率的な施設配置】 - 老朽化が著しいが、町民サービスを行う上で廃止できない施設については、周辺施設の立地状況を踏まえながら、施設の統合や機能の複合化等により、効率的な施設配置および町民ニーズの変化への対応を図ります。 【施設総量の適正化】 - 町民ニーズや上位・関連計画、政策との整合性、費用対効果を踏まえながら、人口減少や厳しい財政状況を勘案し、必要なサービス水準を確保しつつ施設総量の適正化（縮減）を図ります。 【統合や廃止の推進方針】 - 耐用年数到来による更新のタイミングだけでなく、社会情勢等の変化が生じた場合は、耐用年数にこだわらず全体最適の視点で、施設の統廃合、複合化、ダウンサイジング等の手法を検討します。

(5) 大樹町地域公共交通計画

計画期間	令和3～7年度
位置付け	「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」「北海道交通政策総合指針」「第5期大樹町総合計画」との整合を図り、大樹町都市計画マスタープラン等の関連計画と連携を図る。
基本方針	町民の暮らしと明日を彩る 生活移動の確保に向けた公共交通網の構築
施策の目標	目標1 町内で安心して暮らし続けるための生活移動の利便性向上に資する公共交通の導入 目標2 町内外への移動の足の利便性向上に向けた交通拠点の機能強化 目標3 町民の公共交通への意識醸成や利用したいと思える利用促進策の展開 目標4 持続可能な公共交通の確保・維持に向けた体制の強化
都市計画 関連施策	【施策① 市街地の各種生活利便施設を回遊する市街地循環バスの運行】 - 町民の生活移動の充実を行うことを目的に、市街地に立地している生活利便施設と市街地住宅街を繋ぐ、市街地循環バスの運行を行います。 【施策② 農村部におけるふれあいバス等の各種モビリティの統合・高度化】 - 農村部等における町民の高齢化の進行など、町民の実態を考慮し、現在定時定路線型で運行している「ふれあいバス」「通院バス」の運行形態を変更し、より町民が利用しやすい運行を行います。 【施策③ 自動運転技術等の先進技術への対応】 - 利用者の利便性及び安全性の向上や町内公共交通網の維持に向け、全国各地や大樹町で

	も社会実験が行われた自動運転技術等の先進技術の開発状況を鑑み、町内交通への導入を検討します。 【施策④ 道の駅における交通拠点機能の強化】 ・十勝バス広尾線及び町内交通の円滑な乗り継ぎができる拠点として、道の駅コスモール大樹において、既存バス待合所の情報提供機能の強化を行います。 ・帯広市までのアクセス性向上に資する取り組みについて、十勝バスや沿線自治体と継続的に協議を行います。
--	--

（６）大樹町住生活基本計画

計画期間	令和4～13年度					
位置付け	・「第5期大樹町総合計画」を上位計画とする住宅関連の分野別計画であり、「住生活基本計画（全国計画）」「北海道住生活基本計画」に即する。					
基本理念	「やすらぎを生みだす」 人と自然にやさしい住まいづくり ～方針 誰もが住みよいというおいのある住環境づくり～					
基本目標	1 安心して暮らすことのできる住まいづくり 2 持続可能な住環境の維持・向上 3 良質な住宅ストックの形成					
都市計画 関連施策	<table><tr><th>推進方針</th><th>主な取り組み</th></tr><tr><td>住宅確保要 配慮者が安 心して暮ら せる居住環 境の整備</td><td> 【公営住宅の適正な管理戸数の確保】 ・公営住宅等長寿命化計画においては、令和13年度の想定管理戸数340戸を目指し、計画的な建替、改善、用途廃止、維持管理とともに団地の再編・集約化を実施していくとしています。 【公営住宅老朽ストックの計画的な更新】 ・大樹町の公営住宅等ストックは6割弱が耐用年数を経過しており、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化、環境共生等に取り組みます。 ・解体した際の遊休地の土地利用（売却含む）の可能性を検討しながら取り組みます。 【既存公営住宅等ストックの長寿命化】 ・公営住宅等の既存住宅についてはライフサイクルコストに配慮しつつ、計画的な個別改善、修繕実施や適切な維持管理を行い、長期的な活用に取り組んでいきます。 ・入居率が低く公募しても応募のない公営住宅については、将来的には他用途への転用を今後の課題とします。 </td></tr></table>		推進方針	主な取り組み	住宅確保要 配慮者が安 心して暮ら せる居住環 境の整備	【公営住宅の適正な管理戸数の確保】 ・公営住宅等長寿命化計画においては、令和13年度の想定管理戸数340戸を目指し、計画的な建替、改善、用途廃止、維持管理とともに団地の再編・集約化を実施していくとしています。 【公営住宅老朽ストックの計画的な更新】 ・大樹町の公営住宅等ストックは6割弱が耐用年数を経過しており、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化、環境共生等に取り組みます。 ・解体した際の遊休地の土地利用（売却含む）の可能性を検討しながら取り組みます。 【既存公営住宅等ストックの長寿命化】 ・公営住宅等の既存住宅についてはライフサイクルコストに配慮しつつ、計画的な個別改善、修繕実施や適切な維持管理を行い、長期的な活用に取り組んでいきます。 ・入居率が低く公募しても応募のない公営住宅については、将来的には他用途への転用を今後の課題とします。
推進方針	主な取り組み					
住宅確保要 配慮者が安 心して暮ら せる居住環 境の整備	【公営住宅の適正な管理戸数の確保】 ・公営住宅等長寿命化計画においては、令和13年度の想定管理戸数340戸を目指し、計画的な建替、改善、用途廃止、維持管理とともに団地の再編・集約化を実施していくとしています。 【公営住宅老朽ストックの計画的な更新】 ・大樹町の公営住宅等ストックは6割弱が耐用年数を経過しており、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化、環境共生等に取り組みます。 ・解体した際の遊休地の土地利用（売却含む）の可能性を検討しながら取り組みます。 【既存公営住宅等ストックの長寿命化】 ・公営住宅等の既存住宅についてはライフサイクルコストに配慮しつつ、計画的な個別改善、修繕実施や適切な維持管理を行い、長期的な活用に取り組んでいきます。 ・入居率が低く公募しても応募のない公営住宅については、将来的には他用途への転用を今後の課題とします。					

地域で暮らし続けられる住生活の実現	【民間賃貸住宅の入居動向の把握と整備の支援】 ・定住促進の受け皿となる民間賃貸住宅市場を支えるため、既存の民間賃貸住宅に対して建設費補助を行うなどの支援方策を検討します。 【高齢者向け住宅の確保と住み替え支援】 ・高齢者用の集合住宅の供給を図るため、老朽化し需要の低い公営住宅等について、高齢者向け住宅、高齢者向け施設等への転用を検討します。 ・身体状況から建て住宅に住めなくなっても、町外に転出せず町内で最後まで住み続けられるために、町内の高齢者住宅への住み替えの支援と、現住宅の中古住宅市場への流通を促進する方策を検討します。 【子どもを産み育てやすい住まいの実現】 ・子育て世帯が親と同居できる方策を検討するなど、公営住宅等での子育て支援の仕組みづくりについて検討します。 ・戸建て住宅建設時の子育て世帯への支援を引き続き行えるよう検討します。 【需要に応じた宅地分譲】 ・既存分譲宅地の販売を促進するために、戸建て住宅需要のモニタリングや財政状況に応じ新たな宅地の供給について検討します。
移住・定住の促進	【お試し暮らし住宅の利用促進】 ・移住相談ワンストップ窓口やお試し暮らし住宅の利用促進を図るとともに、需要等に応じて新規お試し暮らし住宅の整備について検討します。
コンパクトで災害に強い住宅市街地の実現	【まちなか居住の促進とコンパクトな住宅市街地の形成】 ・「大樹町都市計画マスタープラン」に位置づけられた土地利用の方針に基づき、まちなかでの老朽公営住宅建替え促進やまちなかの空き地・空き家の有効活用によりまちなか居住を推進します。 【防止・減災対策の促進】 ・近年の自然災害の激甚化、頻発化による地域住民の関心の高まりを踏まえ、住まいの防災機能強化に向けた支援を検討します。
住宅の性能向上の推進	【大樹町空き家登録制度の活用促進】 ・「大樹町空き家情報登録制度」の内容充実等により、利用促進を図るとともに、町有空き地の分譲や空き家対策総合支援事業等の活用等による空き地・空き家活用の推進を図ります。 【空家等対策計画の策定による空き家予備軍の対策や空き家の発生抑制、適切な管理の推進の検討】 ・「空家等対策計画」により、空き家等の適切な管理の促進を図ります。 ・危険空家、特定空家等について除却費の補助などの支援を検討します。 ・戸建住宅の高齢単身世帯などの「空き家予備軍」に対し意識啓発と福祉部門との連携を図ります。

(7) 大樹町障がい者保健福祉計画

計画期間	令和3～8年度
目的	・ 障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」であり、障がい者施策を推進するための基本理念、基本方針を定めることにより、その方向性と内容を明らかにし、今後の障がい者施策推進のための指針とします。
基本理念	ともに支え合い、だれもがいきいきと暮らせるまちづくり
施策の目標	1 地域生活の支援体制の充実 2 自立と社会参加の促進 3 バリアフリー社会の実現
都市計画 関連施策	【住まい・まちづくりの推進】 ・ バリアフリー化された住宅への需要が増加していることから、立地上の利便性や地域住民との交流に配慮しながらユニバーサルデザインの視点に立った公営住宅の整備に努めます。 ・ 公共的施設や道路、公園等の整備にあたっては、障がいのある人など利用者の意見が反映されるよう、設置者等への要請に努めます。 【移動・交通のバリアフリー化の促進】 ・ 公共交通機関を利用する上で制約が多い重度の障がいがある人のため、移送サービスなど交通手段の確保に努めます。 ・ 観光地などの整備に際しては、車いす使用者等が利用しやすい多機能トイレなどの設置を要請します。

(8) 大樹町子ども・子育て支援事業計画

計画期間	令和2～6年度
位置付け	・ 子ども・子育て支援法第61条の「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条の「市町村行動計画」として位置づけ、子育て家庭を対象として、今後進めていく子育て支援施策の方向性や取組内容、必要量の見込みやその確保対策を定めたもの。 ・ 次の世代を担う子どもが健やかに生まれ・育つ環境づくりを進めるために、行政、家庭、学校、企業（事業所）、地域社会が一体となり、それぞれの立場で子育て支援に取り組むための指針となるもの。
基本理念	大樹が広げる 大きな夢の 子育て支援
施策の目標	1 たいきの子育て支援：子どもの幸せを第一に考えられる地域に根付いた取組推進 2 子どもの心身の健やかな発達の促進：安心して妊娠、出産、子育てできる環境づくり 3 子育てと仕事の両立支援：保育施設や子育てサービスの充実 4 子どもの教育環境の整備：学校・家庭・地域等の教育力の向上 5 子どもの安全の確保：事故や犯罪を防ぎ、安全な生活を確保 6 子育ての生活環境の整備：子どもが安心して外出できる空間整備 7 支援を必要とする子どもへの取組の充実：安心して生活できる環境づくり
都市計画 関連施策	【施設や設備の整備】 ・ 公共施設や公営住宅などの建設の際は、スロープや多目的トイレを設置するなど、子どもから高齢者まで誰もが安心して利用できるようユニバーサルデザインで対応します。 【遊び場】 ・ 公園の老朽化した遊具に故障や破損が無いかなど従来の定期点検に加え、遊具等の更新及び新たな遊具の設置等の整備を適宜行うこととし、利用状況に応じた公園の適正配置に配慮した見直しの検討も行います。

	【歩道の整備】 ・自転車やベビーカー等を利用する子どもや親子が安心して外出できるよう、歩道の設置や、狭い歩道の拡幅及び歩道の段差の解消などのバリアフリー化等の整備を進めます。 【交通安全関連設備】 ・警察署や教育関連機関等との協議を進め、歩道や信号、横断歩道等の交通安全設備（施設）の見直しと計画的な整備を検討します。
--	---

（９）大樹町強靱化計画

位置付け	・「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられている。 ・大樹町総合計画や他の分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進する。
目標	（１）大規模自然災害から町民の生命・財産と大樹町の社会経済システムを守る （２）大樹町の強みを活かし、国・北海道全体の強靱化に貢献する （３）大樹町の持続的成長を促進する
大樹町強靱化のための施策プログラム	【住宅・建築物等の耐震化】 ・「大樹町耐震改修促進計画」に定める住宅や建築物の耐震化目標の達成に向け、耐震改修に関する支援制度の運用の改善など、関係機関が連携したきめ細やかな対策を実施する。 【建築物等の老朽化対策】 ・公共建築物の老朽化対策については、「公共施設等総合管理計画」等に沿って、計画的な維持管理や施設の更新を実施する。 【避難場所等の指定・整備】 ・災害時の避難場所として活用される公共建築物や都市公園等について、耐震改修なども含め地域の実情に応じた施設整備を計画的に促進する。 【緊急輸送道路の整備】 ・救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、計画的な整備を推進する。 【洪水・内水ハザードマップの作成】 ・洪水ハザードマップ作成に向け、基礎資料となる歴舟川水系の浸水想定区域図の作成について道に要請するとともに、内水ハザードマップの作成について検討を行う。 【地域防災活動、防災教育の推進】 ・「地域防災マスター制度」の効果的な活用による地域防災に関する実践活動のリーダーの養成、自主防災組織の結成促進など地域防災力の強化に向けた取組を推進する。 【災害対策本部機能等の強化】 ・災害時の防災拠点として災害対策本部機能の維持確保に不可欠な役場庁舎や消防庁舎等、行政施設の耐震化や改修を推進する。 【地域交通ネットワークの整備】 ・災害時における広域交通の分断を回避するため、高規格幹線道路と中心市街地を連結するアクセス道路の整備をはじめ、地域高規格道路や緊急輸送道路、避難路等の整備を計画的に推進する。

(10) 北海道大樹町 宇宙のまちづくりグランドデザイン

目的	HOSPOのLC-1の着工が始まり事業が進みつつあるが、宇宙のまちづくりの具体的な施策が大樹町にないため事業を実行に移せないケースがある。今回のプロジェクトで宇宙のまちづくりの方針や具体的な取り組みをまとめ、大樹町第6期総合計画への提言を行う。
ビジョン	アジアにひらかれた商業宇宙港をつくることで 企業誘致、新産業創出による収益増大（税収増）／人口増加を行い、 地域経済の活性化と住民サービスや利便性向上により、地域社会の幸せを目指す
重点プロジェクト	テーマ① アジアにひらかれた国際宇宙港を築く テーマ② ものづくり産業を育て、まちを育てる テーマ③ 農林水産業とともに発展する脱炭素・循環型社会をつくる テーマ④ 裾野を広げ、みんなが豊かになる
都市計画 関連施策	【企業誘致の環境整備】 - 企業誘致の整備やインフラ（電力、上下水道、インターネット等）の整備、宿泊環境、住居環境の整備等 【人口増前提のまちづくり】 - 住居整備や土地整備、空家空地の活用促進制度、移住促進制度（移住支援金、移住コーディネーター） - 住民／関係人口の多様な交流が生まれる場づくり（ライブラリー・コワーキングスペース・宿泊・カフェ等） - 町民と航空宇宙の実験隊が交流できるゲストハウス・カフェ・バー 【環境整備】 - 宇宙のまち大樹町の玄関口となる道の駅の改善、推進の体制づくり。ミッションコントロールセンター機能を持った道の駅 - 滞在環境の整備。団体旅行が受け入れできる宿泊／飲食サービス - MaaSの導入による交通サービスの充実化や、交通アクセスの整備、自動運転モビリティの実証

第3章 都市づくりの課題の整理

3-1 町民意向からみた課題

第6期大樹町総合計画策定に向けた、まちづくりアンケート調査結果（令和4年11月 一般町民、中高生、活動団体）を通して、都市計画マスタープランに参考すべき都市づくりの課題を次のように抽出しました。

テーマA「子育て」「公園・緑地」：

- ① 既存の公園（中央運動公園等）の適切な維持管理、リニューアル
- ② 市街地内に身近な公園が少ない⇒適切な街区公園の整備検討
- ③ 町外からも来たくなる、一年を通して遊べる、大人と子どもが楽しめる魅力的な公園整備（近隣市町村の参考例として挙げられていたのが、近隣の忠類、更別、中札内）
（例：子どもの室内遊び場として、図書館、BG、プール、学習センター、道の駅等の活用）

テーマB「若い人の定住」「良好な住環境」：

- ① 移住・定住のための宅地開発、賃貸住宅の充実、空き家の活用
- ② 若い人がリフレッシュできる施設の整備
（例：スポーツ・フィットネスクラブ、新体育館整備等、娯楽施設（ゲームセンター、映画館、本屋、・・・）

テーマC「公共交通機関」：

- ① 帯広～大樹間の公共交通機関の充実（時間短縮・運賃割安、運行頻度）

その他：

- ① 宇宙のまちづくりが一般住民へのプラスの波及効果があることを示し説明することが必要
（例：宇宙産業と連携して観光に活かす）
- ② 公共施設の統廃合・再配置の将来展望を示す（その際、複合化等により魅力的な施設になる工夫が必要）
（例：子どもと高齢者が共有できる施設）
（例：高等養護学校卒業後の受け皿としても、作業場やグループホームの建設）
（例：高齢者が身近に集える場所、地域サロンができる場所、町中カフェ（空き家・空き施設・旧南保育園の活用）
（例：学生が放課後に行けるような場所、色々な人が交流できる場所）
- ③ 「道の駅」再生のあり方検討

3-2 都市計画マスタープランの検証

平成27年4月改定の都市計画マスタープラン以降の都市づくりの実績と今後の課題について、関係各課への意見照会を行いました。

3-3 大樹町における都市づくりの課題（総括）

（1）地域の定住環境づくり

①災害に対する安全性の確保

災害に対する安全性の向上は、安心して住み続けられる都市の基本的な条件となります。今後は、これまでつくり上げてきた道路網や建物、避難施設や経路などの見直しを図るとともに、災害発生の抑制や、住民の防災意識の向上を図り、あらゆる災害に強い都市づくりを図る必要があります。

②定住の促進

人口の減少や若年層の他都市への流出は、地域の少子高齢化の進行に拍車をかけ、商店街の衰退をはじめ、居住、福祉、町内会、その他の各種活動など多くの部分に影響を与え、まち全体の活力低下につながるため、定住の促進は重要な課題です。

近年は、人口減は続くものの、世帯増、転入超過傾向にあることから、この動きを止めることなく住宅・住環境の確保が急務となっています。

定住の促進にあたっては、職場の確保や安価で質の高い住宅の確保のほか、I・J・Uターン（郷里への出戻り定住または移住）希望者の受け入れ態勢の整備や住宅の確保が求められ、市街地周囲の空き家の活用などとともに、市街地拡大による住宅地の確保を検討する必要があります。

（2）安心して暮らせる居住環境や世代間交流の充実

①高齢者の居住、福祉・健康づくりへの対応

高齢化の進展とともに単身高齢者や夫婦世帯が増加しており、安心して住み続けられる住宅や住環境を再編する必要があります。

今後は、住宅の確保やバリアフリー化はもちろん、医療・福祉・健康づくりの充実、地域公共交通の確保、地域でのサポート体制の整備やふれあいの場づくりなどによる、高齢者の居住や活動の自立化を促進する取り組みの充実が求められています。

②子育てしやすい環境づくり

大樹町においても、子育てに対する不安や悩みを抱える親が増えており、子育てに対する支援が求められています。

子育てを応援してくれる人がいる、子どもが安心してのびのびと遊べる、子どもの居場所がある、子どもを産んでも質の高い住宅に住める、子どもが大きくなっても働き口がある、などの実現に向けて取り組みを進めることが求められています。

③地域や近隣の協力関係づくり

大樹町においても、過疎化による世代構成の変化や、生活様式の多様性などにより、地域社会の交流が減少しております。今後は福祉、防犯、子育て、除雪といった日常的な暮らしの場面における地域の協力体制がますます重要性を増してくるものと考えられ、支えあう地域社会を育むとともに、人と人との絆をいっそう強めていくため、世代間交流の充実を図ることによって、地域や近隣の協力関係づくりを進めていく必要があります。

（３）産業の支援・育成

産業の支援・育成は、住民の働き口を確保する観点からも重要なものです。大樹町で現在営まれている各種産業の支援を図ることに加え、持続可能な地域の実現につながる再生エネルギーの活用を背景とした、新たな産業のアイデアづくりやビジネスモデルづくりへの取り組みを積極的に進める必要があります。

近年は、農業出荷額や工業出荷額が増加傾向にあり、企業立地の要望があることから、必要な用地を確保する必要があります。

（４）交流豊かな暮らしの実現

①ゆとりある暮らしの実現

近年様々な生活様式の変化などにより、地域交流やコミュニティ活動の機会が少なくなっている背景から、町民の豊かな暮らしを実現するため、大樹町のシンボルとなっている歴舟川河川緑地や既存の公園・緑地の拡張整備や再整備などにより豊かなオープンスペースづくりとそのネットワーク化などを進め、町民のやすらぎや、憩いの空間を創出する必要があります。

公園の維持管理については、公園施設長寿命化計画の策定を検討し、老朽化した遊具を中心に計画的な更新及び改修を図る必要があります。また、大樹中央運動公園や歴舟川河川緑地は、一部未整備区域の整備の必要性について検討を図る必要があります。

②交流の場の創出、観光の活性化

交流人口の誘致は地域振興の観点から重要です。大樹町では数年前から住民が主体となって、地名を縁とする台湾高雄市との交流が始まっています。

また、美成地区の多目的航空公園内には、平成 26 年に大樹町宇宙交流センター「SORA」が開設され、町で行われている航空宇宙関連の実験や取り組みの情報を発信しています。

このように大樹町では、継続的に交流の場を創出してきていますが、今後は大樹町民の理解・共感・参画機会の充実を図り、様々な情報発信の拠点として、道の駅「コスモール大樹」を中心に、施設の紹介や、農産品の販売などによる観光の促進、NPO法人の活用など、大樹町の観光を更に活性化する必要があります。

③都市農村交流の活発化

農村部や山間部、漁業集落では、市街地と遠いため、農繁期や漁期に大変な不便が生じており、これを改善するため、地域の足や各種生活サービス、情報などの提供を図る必要があります。

（５）町民の意欲や都市づくり意識の高揚

大樹町では、町民の意見を取り入れながら都市づくりを進めていますが、近年は、イベントや町内行事などへの参加者の減少や固定化がみられ、都市づくりの担い手を発掘し、育て、呼びこむため、情報発信や活動の場と機会の拡充を図ることが必要です。

今後は、様々な世代の居場所づくりや公共施設の整備にあたって、構想・計画段階から住民参加・参画の体験機会をつくることが望まれます。

第4章 都市づくりの将来目標と将来都市構造

4-1 都市づくりの基本姿勢

(1) 都市の将来像の明確化・共有化

これからの都市づくりは、行政が主導するばかりでなく、町の住民や企業、団体などがそれぞれの立場から多様な関わり方ができることが望ましく、本マスタープランは土地利用（都市機能の配置や空間形成）に関わる分野での将来像を示す重要な役割を担っています。

改定にあたっては、庁内の改定委員会や第6期総合計画との連携・整合により、将来像の共有化の第一歩としており、今後も、引き続き、幅広い周知や意見交換の場を設け、一層の内容充実と共有化を継続していくことが重要です。

(2) 既存資源の有効活用による持続可能性

大樹町における都市空間づくりは、道路、公園、下水道などを新規に作ることを重視してきたこれまでから、現状のコンパクトな都市施設を適切に維持管理しつつ、必要に応じた再編整備も行いながら、更新する都市づくりへの転換が必要になっています。

また、大樹町では木質バイオマスボイラーの導入や、町内の酪農家が飼育する乳牛のふん尿を原料にした「液化バイオメタン」の利用など、積極的な新エネルギーの活用に取り組んでいます。これからも地域資源の循環利用となる地球環境に配慮した都市づくりを目指し、再生可能エネルギーの継続的な活用の促進を検討します。

4-2 都市づくりの目標

(1) 都市づくりの目標

大樹町は、歴舟川に代表されるように、住民生活の身近なところに豊かな自然が感じられる恵まれた市街地環境を有し、スポーツをはじめ住民活動も活発なうえ、道の駅「コスモール大樹」や大樹町宇宙交流センター「SORA」の拠点型施設の利活用によって町内外の交流も活発さを増しています。しかし、このような場もまだまだ生かし切れていません。さらなる場の魅力向上とつながりの充実が必要です。

また、既存市街地の整備においても、医療関連施設や教育・文化施設などの充実が進んでおり、便利に暮らせる居住環境が整いつつあります。しかし、人口の減少や少子高齢化などに伴い増加しつつある空き地・空き家・空き店舗の有効活用や、老朽化が著しい公共施設などの再編集約が必要となっています。

このように、大樹町の都市づくりにおいては、交流の活性化を含め、いかに都市としての活力を維持できるか（町外からいかに人を呼び込めるか）、と同時にいかに安全に安心して住み続けられる住環境やコミュニティを維持・形成できるか（町民の安全安心生活の確保）が問われています。

以上より、今後はこのように交流がゆたかで良質な都市環境を大切にしながら発展させるために多様な交流を促進する魅力拠点を創造するとともに、コンパクトなまちづくりに配慮していくため、市街地の内部充実を基本としながら、新たな受け皿の確保も目指した計画的な市街地形成を目指していきます。

魅力拠点の創造と計画的な市街地形成をめざして

(2) 将来人口

平成12年の国勢調査による人口6,711人から10年後の平成22年では734人の減少でしたが、その10年後の令和2年では557人の減少と減少速度は低下しており、第6期大樹町総合計画（計画年次：令和15年度）では目標人口を5,200人と設定しています。

本計画の計画年度は令和25年度ではありますが、目標人口については総合計画に即して、同じく令和15年度の目標人口を5,200人とします。

なお、目標人口はP7に示す社人研推計値とは乖離はありますが、第6章「都市づくりの実現化方策」にて記述する都市づくり重点施策を講じることで、目標人口を目指すとともに、5年毎に実施する本計画の中間見直し時に都市づくり重点施策に対しての効果の検証を行うなど対応を行うため、総合計画に即した目標人口を設定します。

4-3 将来都市構造

(1) 将来市街地

コンパクトなまちづくりに配慮しつつ、持続可能な都市づくりを目指すうえで、現在の用途地域の範囲を維持することを基本としますが、事業拡大に伴う工業用地の拡大及び近年の世帯増・転入超過傾向を踏まえた住宅地の拡大を検討し、市街地の連続性や中心部への近接性など、様々な都市機能との調和を踏まえた将来市街地を想定します。

その想定のもとに、道路や公園、下水道などの基本的なインフラの整備を図るとともに、地域の特色を活かした良質な住環境の形成を図ります。

(2) ゾーン、拠点形成

① まちなか住まいゾーン

まちの中心の商業機能や役場などの行政機能、福祉機能などの立地や集積があり、歩いて生活できる利便性の高い地域を対象に土地利用の検討を進め、その中においても特に住宅確保要配慮者をはじめとする高齢者・障がい者の住宅供給促進地域を「まちなか住まいゾーン」と位置づけます。

② にぎわい・ふれあいゾーン

次の3つの拠点で構成される大樹町の「南の顔」となるゾーンであり、今後、にぎわいや町内外のふれあいを創出していきます。

イ) 中心市街地活性化拠点

道の駅「コスモール大樹」を核に、既存商店や飲食店の充実や空き地、空き店舗などの多面的な利活用を図り、ソフト施策とともに一体的な活性化を図ります。

ロ) 医療・福祉拠点

現在、国民健康保険病院や、特別養護老人ホーム、高齢者保健福祉推進センターが集積しており、利便性の向上が進んでいます。また、平成26年に改築した国民健康保険病院は、医療サービスの更なる向上が期待され、医療・福祉サービスの拠点地区として、今後とも機能の充実・強化を図ります。

ハ) 子育て支援・多世代共生拠点

大樹交通公園周辺は、中心商店街や子育て施設、医療・福祉集積地区に近く、歩いて生活できる利便性が高い地区です。令和3年には認定こども園大樹保育園が開設されました。今後とも、多世代が共生する多様な住宅や子育て、老若男女の居場所づくり等、当該地区にふさわしい機能の導入について検討します。近接する鏡町団地については子育て世帯に配慮した公営住宅の整備も検討します。

③行政・文化・新産業推進ゾーン

次の3つの拠点で構成される大樹町の「北の顔」となるゾーンであり、今後、文化・学習機能や公園の充実を図っていきます。

イ) 行政・文化拠点

大樹町役場、小学校、生涯学習センターが立地している地区です。今後は、文教地区の魅力アップに向けて、図書館等の整備について方向性を検討します。

ロ) リラクゼーション拠点

現在、柏林公園がある地区です。今後は、拡大整備を検討し、町民の憩いの場としての充実を図ります。

ハ) 新産業推進・PR 拠点

HOSPO 整備にあたり大樹町への参入希望の受け皿となる用地を確保します。また、宇宙の町の玄関口として観光 PR、町民との交流ができる施設の整備などを検討します。

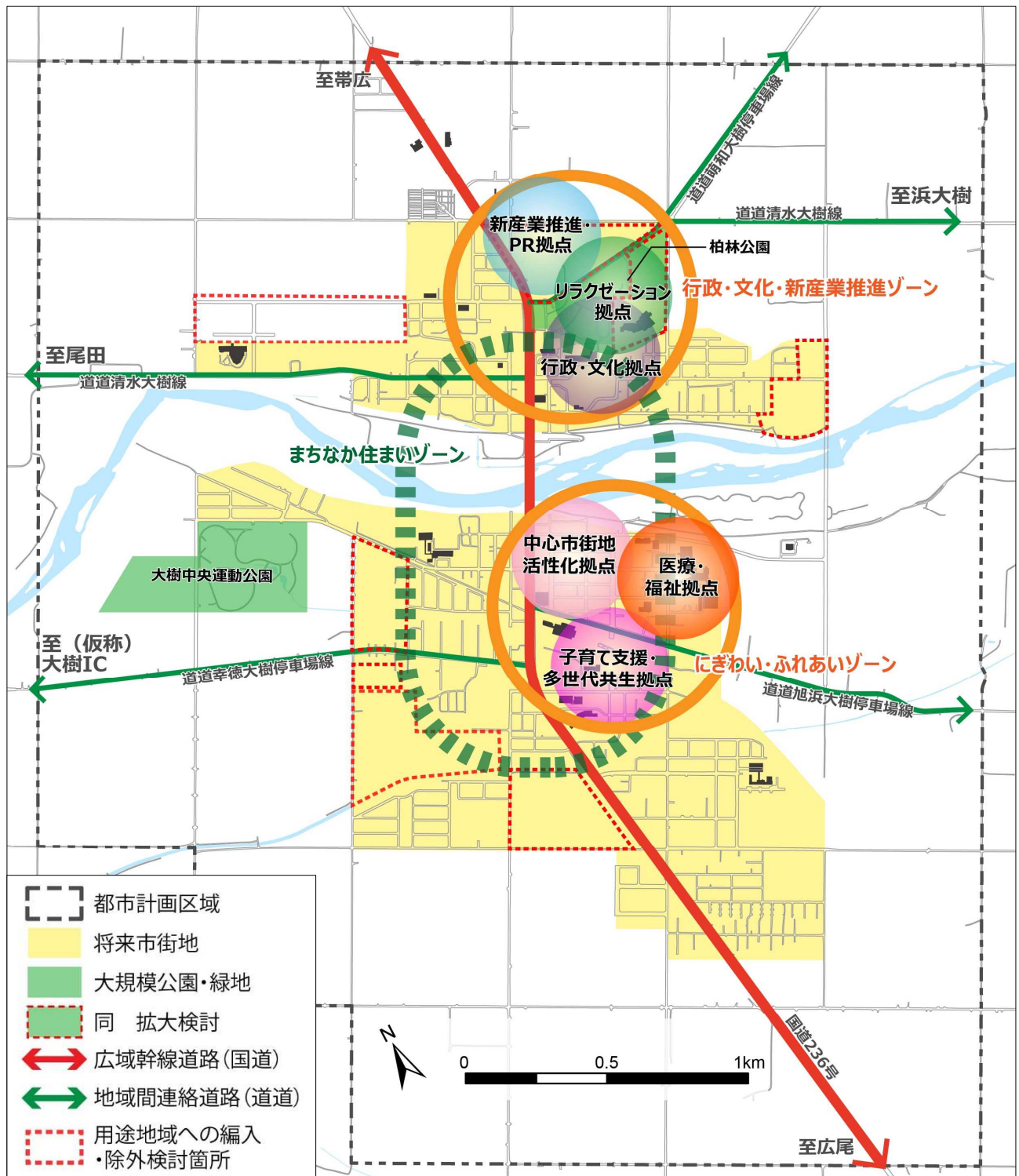


図 将来都市構造図

第5章 部門別方針

5-1 土地利用の方針

(1) 基本的な考え方

下記の視点から一部見直しを検討し、交流や居住、自然の調和にバランスのとれた土地利用の誘導を図ります。

- 交流の拠点となるなど、大樹町の象徴となるまちの顔の充実
- 近年の世帯増や工業用地需要への対応
- 高規格道路の延伸のインパクトに対応した適切な規制

(2) 土地利用の方針

①まちの顔となり、活力を創出する中心商業地

中心市街地活性化に向けて整備した道の駅「コスモール大樹」をはじめとする商店街において、これからも消費者ニーズに対応し、商業機能やサテライトオフィス・コワーキングスペース、町民の憩いの場の創出を図るとともに、まちの情報発信・観光拠点として、まちの魅力を伝える場としての発展を図ります。

また、商業版空き家・空き地バンクのようなマッチングする仕組みを検討します。

②一般住宅地

まちの中心の商業機能や役場などの行政機能、福祉機能などの立地や集積を活かし、歩いて生活できる利便性の高さを享受し多様な交流がある住宅地を形成します。

土地利用は、低層・中層の住宅地形成を図り、住・商・公共施設などが混在・調和した状態を維持しつつ、空き地、空き家、空き店舗の活用促進を図ります。

③緑豊かなゆとりある住宅地

周辺に広がる農地や緑地に隣接する立地を活かし、ゆとりある宅地や潤いのある緑豊かな住宅地の形成を図ります。近年の世帯増、転入増に対応できる住宅地を確保します。

将来市街地と農振白地地域が重なる用途地域編入検討箇所については、両者が調和して良好な居住環境と営農環境を形成できるよう規制・誘導について考慮していきます。

また、郊外住宅地において買い物難民が発生しないように、地域コミュニティのまとまりや、これからの公共インフラのあり方について検討します。

また、柏木町地区の給食センター周辺では、周辺環境の調和に配慮し、特別用途地区や地区計画等を活用した適切な土地利用を検討します。

④美しい景観づくりに配慮した沿道サービス地

国道沿道は中心市街地との調和が保たれた適切な沿道サービス施設などの誘導を図ります。

また、資材、廃材置き場など景観を阻害する土地利用の抑制に努めます。

⑤医療・福祉地区

町立病院の周辺には、保健福祉推進センター、特養コスモス苑等の医療・福祉機能が集積しています。今後とも、必要となる医療福祉関係の施設の集積を検討します。

⑥子育て支援・多世代共生地区

中心商店街や子育て施設、医療・福祉施設に近く、今後の都市づくり上重要な地区です。

今後、多世代が共生する多様な住宅や子育て・老若男女の居場所づくり等の検討を進めます。具体的には、学童保育所、屋内遊戯施設、スポーツ・フィットネスクラブ、体育施設等の整備を検討します。

近接する鏡町団地については子育て世帯に配慮した公営住宅の整備も検討します。

なお、実質的に集会場としてコミュニティ機能が中心となっている福祉センターは、築50年以上経過し施設の老朽化も著しいことから、中心市街地におけるコミュニティ施設としてソフト面も含めて今後のあり方を検討します。

また、交通公園周辺は、工業系土地利用の縮小が進んでいることから、上述の機能導入や中心商業地に近接した利便性の高いまちなか居住を図るための住居系土地利用の転換を図ります。

⑦行政・文化地区

本地区では、令和4年5月に供用開始となった大樹町役場の建設に合わせ、庁舎周辺の公共施設をスマート街区に設定し、エネルギー棟から木質バイオマスボイラーと太陽光発電によるエネルギーを供給し、再生エネルギーの活用推進と地産地消のエネルギー供給体制を構築しました。

今後は、2050年ゼロカーボン社会の実現に向けた住民意識の醸成や、まち・住民・事業者等が一体となった取り組みを進めていきます。

また、本地区の魅力アップに向けて、図書館等の整備について検討します。

⑧周辺住環境に配慮した工業地

適切な施設配置や設備の更新、緑化の推進を図り、引き続き隣接する住宅地に配慮した土地利用や効率性の高い操業環境の維持・増進を目指します。

既存の川南工業団地の未分譲区画も残りわずかであるため、コンパクトなまちづくりや持続可能な都市づくりに留意しながら、産業振興に向けた新規工業地の確保を検討します。

新規工業用地と農振白地地域が重なる箇所の用途地域編入にあたっては、各農業団体、地域、議会や行政等による合意形成を図りながら、規制と誘導のあり方について検討します。

また、用途地域の編入にあたっては、道路網及び都市計画道路の見直し検討にも影響を及ぼすことから、道路・交通分野の施策とも調整を図ります。

⑨適切な土地利用への変更を検討する地区

柏林公園の北側の用途地域の指定のない区域は、交流施設等の新たな整備場所としての可能性について検討するとともに、HOSPO 整備にあたり大樹町への参入を検討する企業など新規企業立地要望に対応できる用地の新規確保について検討します。

市街地東端（松山町）地区は、民間開発の進展に合わせて、新たに土地利用規制を検討します。既成市街地内においても土地利用実態や隣接の用途地域等を勘案して適切な土地利用規制に見直すことも検討します。

中大樹の宅地分譲予定地は、太陽光発電事業として新エネルギーの増進を目指し、今後も住宅地等の土地利用が見込めないことから、将来的に市街地縮小について検討します。

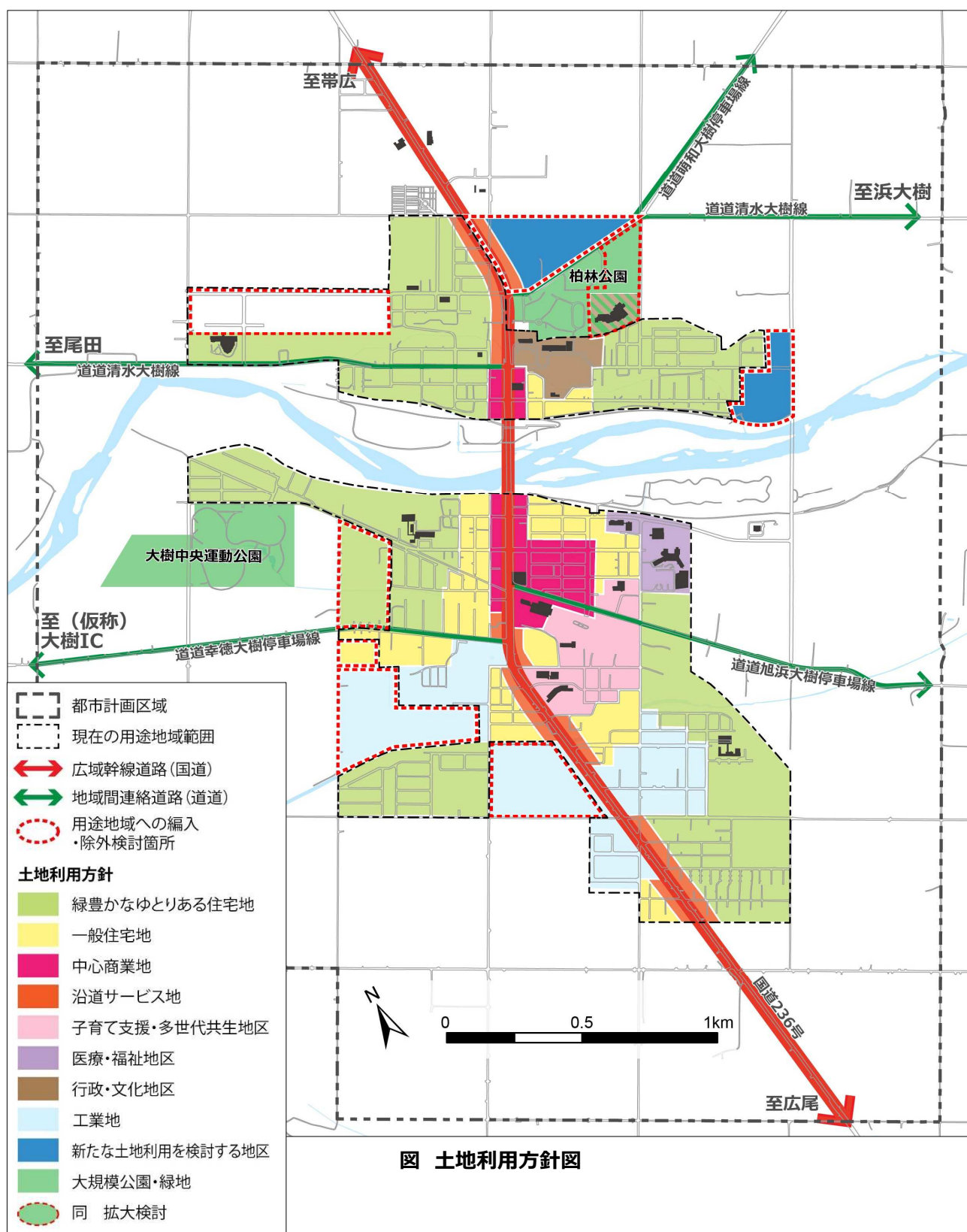
日方団地は、公営住宅団地の建替事業が終了し、宅地分譲等の跡地活用方策を検討します。

また、日方団地周辺に位置する南町児童公園と街区公園は、住区基幹公園などの適正配置を踏まえ、集約を視野に入れた土地利用への変更を検討します。

⑩適切な土地利用規制を検討する地域

用途地域の指定のない区域については、現在の土地利用の実態に合った形態規制値（建ぺい率：60% 容積率：200%）を維持するとともに、国道 236 号沿いや高規格道路の IC に向かう道道沿いなど必要に応じて幅広く特定用途制限地域（※）の設定をするなど、用途地域の拡大縮小の検討に合わせて適切な土地利用規制を検討していきます。

※特定用途制限地域：用途地域が指定されていない都市計画区域内において、周辺環境の形成や保持のために特定の建築物の用途を制限する地域です。用途地域を指定するほどの規制ではなく、地域の特性に応じて合理的な土地利用を促すために定められます。



5-2 道路・交通の方針

(1) 基本的な考え方

道路の体系は、下記の視点に配慮し、円滑なネットワークの形成を図ります。

- 広域交通、都市内交通の円滑な誘導
- 歩行者の安全性の確保
- 地域公共交通の確保

(2) 道路・交通の方針

①広域幹線道路（国道）

国道 236 号を主軸に帯広方面や広尾方面ほか、広域交通のネットワークの強化を図ります。高規格幹線道路帯広・広尾自動車道の整備促進を検討します。

②地域間連絡道路（道道）

東西軸に地域間を連絡する4本の道道を位置づけ、広域の道路ネットワークの確立を図ります。

新産業推進・PR 拠点の形成を強化するため、道道の一部振替について検討します。

また、災害時における広域交通の分断を回避するため、高規格幹線道路と中心市街地を連結するアクセス道路の整備を検討します。

③補助幹線道路

広域幹線道路から市街地へのアクセスやブロックに分割されている市街地間の交通の円滑化を図るため、市街地の骨格となる道路を位置付け、広域幹線道路とのネットワークの強化を図ります。とりわけ、医療・福祉地区へのわかりやすいアクセスについて検討します。

また、地区交通の安全に配慮した歩道など、交通安全施設の整備や、交差点部の見直し・交通規制対策を検討し、歩行者に優しい道づくりの推進を図ります。

道路網や都市計画道路の見直しについては、用途地域編入など土地利用の動向を踏まえ検討します。また、広域の道路ネットワーク形成のために必要な場合は、地域間連絡道路への位置づけを検討します。

④地域公共交通

国道 236 号、道道旭浜大樹停車場線が交わる地区に位置し、広域からの集客があり、交通や観光の拠点である道の駅「コスモール大樹」では、地域公共交通（路線バス、ふれあいバスなど）やマイカーへの乗換えなどの促進を図る交通結節点としての機能を高めます。

現在運行している路線バスやふれあいバス、コミュニティバスは、地域公共交通として重要な役割を担っていることから、今後のあり方について検討するほか、高齢者の通院タクシー助成券など、既存の交通施策の整理・効率化を図ります。

また、農村部における各種モビリティの統合・高度化を検討します。

⑤自転車・歩行者ネットワーク

大樹橋、歴舟川の兩岸沿いを、自転車・歩行者ネットワークの骨格と位置づけ、河川敷や旧国鉄広尾線跡、柏林公園、大樹中央運動公園などのオープンスペース、医療福祉施設、学校、中心市街地などを結ぶ、安全で緑豊かな自転車・歩行者動線の整備を図ります。

整備にあたっては、医療・福祉施設周辺や通学路のような交通弱者が多く利用する歩道の拡幅など優先性も併せた検討を図ります。

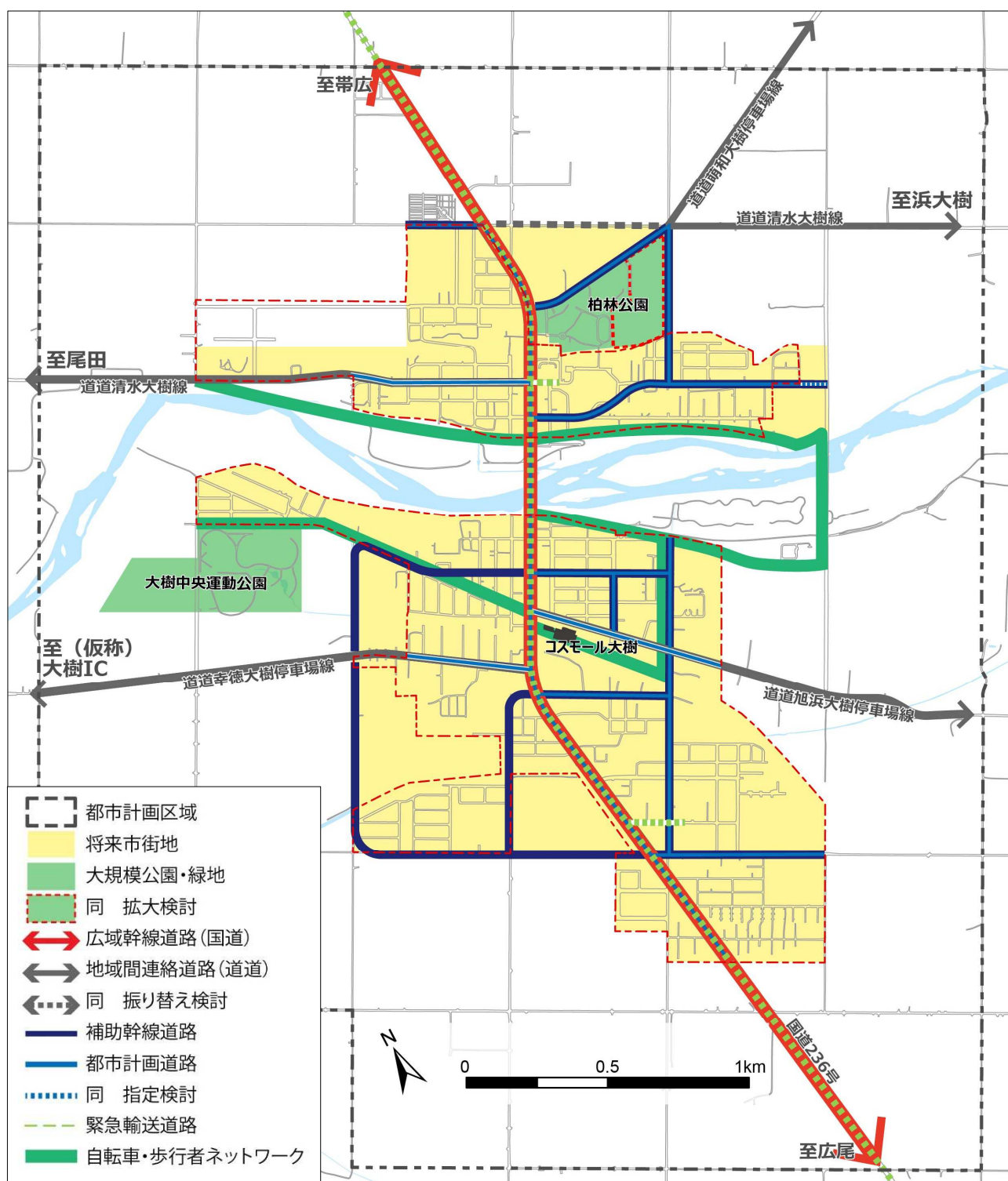


図 道路・交通の方針図

5-3 水と緑の整備方針

(1) 基本的な考え方

都市公園や緑地を中心としながら河川敷地や大規模公共施設、工場など民地を含めたまち全体の緑を増やし、ゆとりある都市空間の創出を図ります。

- 公園や水辺における町内や町外からの人々の交流の促進
- 町民の健康づくり、第3の居場所づくり
- まちのイメージにふさわしい緑豊かな景観や環境の創出

(2) 水と緑の方針

①都市公園・緑地

令和6年度策定予定の「みどりの基本計画」に基づき、防災機能も考慮した新しい公園の整備や既存公園の再編整備について進めていきます。（例：既存公園の再編検討による拡大整備や廃止／まゆう公園と南町児童公園の集約化／住宅立地が進む麻友地区への公園配置 等）

維持管理については、「公園施設長寿命化計画」の策定を検討し、老朽化した遊具を中心に更新や改修などの計画的な改修を図ります。

また、大樹中央運動公園や歴舟川河川緑地の、一部未整備区域の整備の必要性について検討を図ります。

②まちなか広場

既存の公園の適正配置を検証し町民のニーズを把握の上、地域住民が利用しやすく、子どもや子育て世代から高齢者までが利用でき多世代交流の場となるような、良好な市街地環境を形成するまちなか広場（屋内遊び場の整備も含めて）の整備について検討を進めます。

③河川を活用した水辺や緑

清流・歴舟川及び振別川については、河川敷などの豊かな緑とその景観の保全を図り、町民が誇れる大樹町の緑の骨格の強化を図ります。

また、維持管理の効率化や管理の簡易化について検討し、大樹歴舟川河川緑地の運動施設の維持・保全や利活用を図ります。

④緑化を推進する大規模施設など

市街地には小・中学校、高等学校、福祉施設、工業団地など大規模な施設の敷地が多く面積を占めています。

また、公共公益施設に限らず、住民や企業の緑化活動など、民有地における緑化や緑の保全、さらには緑化意識の普及啓発などソフト面の活動も含め、維持管理に努め環境の保全を図ります。

⑤農村景観を特徴づける防風林

防風林の風除けの機能に加え、農村景観形成の要素として捉え、保全・育成を図るとともに、一層の植樹の推進を図ります。

⑥緑豊かな道路形成

国道236号沿道は花木などの整備を図り、市街地の誘導にふさわしい緑豊かな道路・まち並み景観の形成を図ります。

さらに、緑の形成のみならず、長期的な維持管理も踏まえた地域連携なども検討していきます。

⑦北海道景観計画区域としての景観形成

水と緑を活かした大樹町らしい都市づくりを実現するため、北海道景観計画区域としての景観形成及び保全に努めていきます。

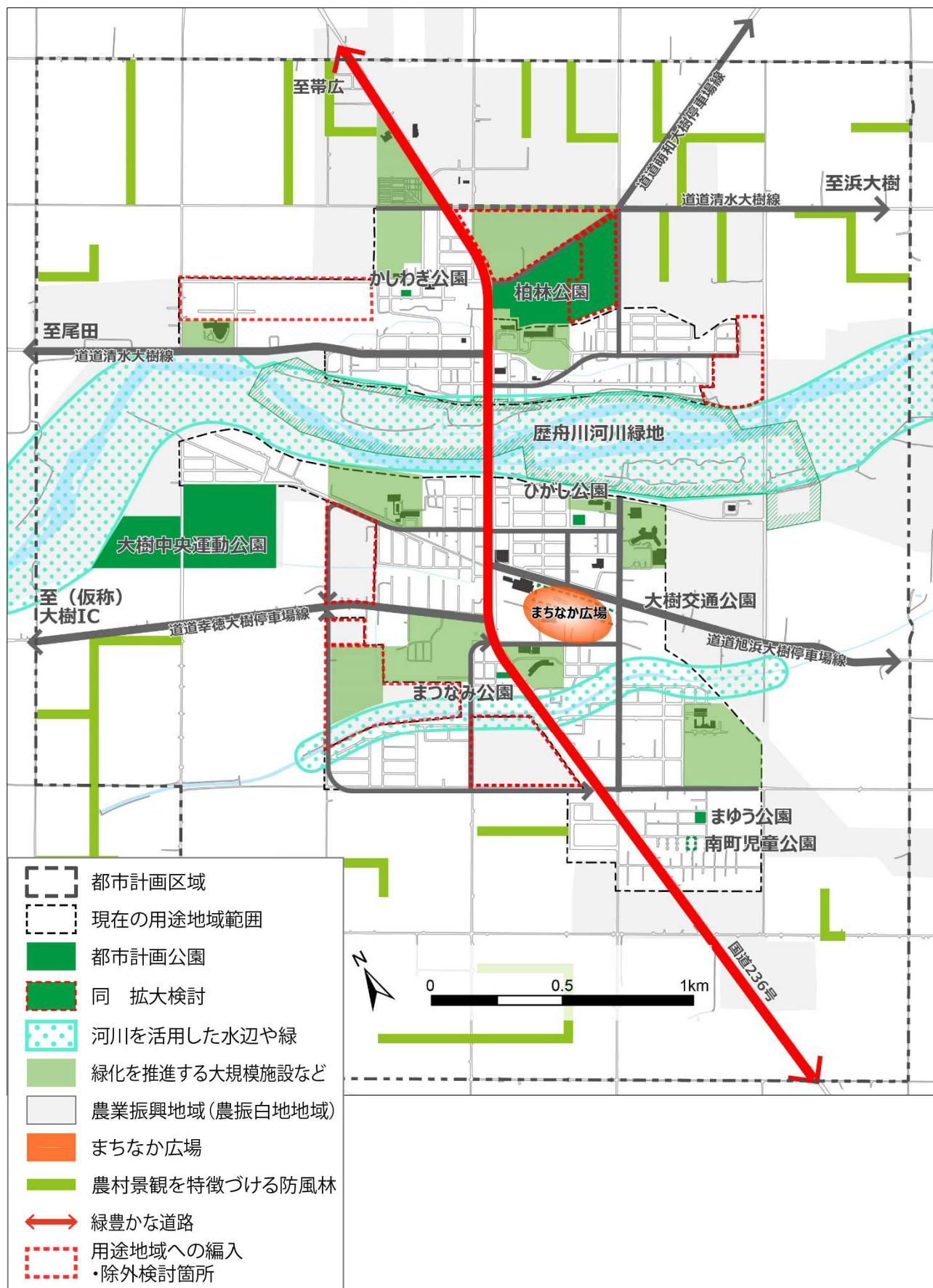


図 水と緑の方針図

5-4 下水道の整備方針

(1) 基本的な考え方

下水道の長寿命化を目指し定期的な調査、延命化も含めた維持管理修繕・改築などの計画的な実施を進めていきます。

- 健全な下水道経営を目指す
- 下水道施設の適正な維持・管理を目指す
- 総合的な污水处理の推進を目指す

(2) 下水道の整備方針

①市街地形成に合わせた下水道整備

将来の用途地域の範囲の変更に伴い、下水道処理区域においても整合が図られるよう協議していきます。

下水道認可計画区域外地域においては、住民の理解のもと、合併処理浄化槽による個別処理の誘導を図ります。

②整備済み地区における水洗化の促進

下水道の整備済み区域については、住民への適切な指導を行い、水洗化普及率の向上を図ります。

③下水道施設の長寿命化の促進

持続的な下水道機能を確保するため、現在、ストックマネジメント計画にもとづいた下水道施設の更新を行っており、施設の長寿命化などにより適正な維持管理に努めるとともに、施設の耐震化を進めます。

④下水処理水、汚泥などの再利用の促進

下水処理水の熱利用による融雪や、汚泥の資源化など、下水資源の有効利用方策の検討を図ります。

⑤雨水の河川流入負荷の軽減

市街地内の雨水は原則敷地内処理を励行しています。歴舟川の治水対策の一環として、公園や緑地、公共施設敷地などにおいても浸透・保水能力を高め、雨水の流入抑制を図ります。

⑥河川の水質の保全

歴舟川は全国的にも有名な清流の環境を維持しています。引き続き質の高い水環境を保全するため、家庭雑排水などの未処理水、農業地域からの汚水流出の抑止の徹底を図ります。

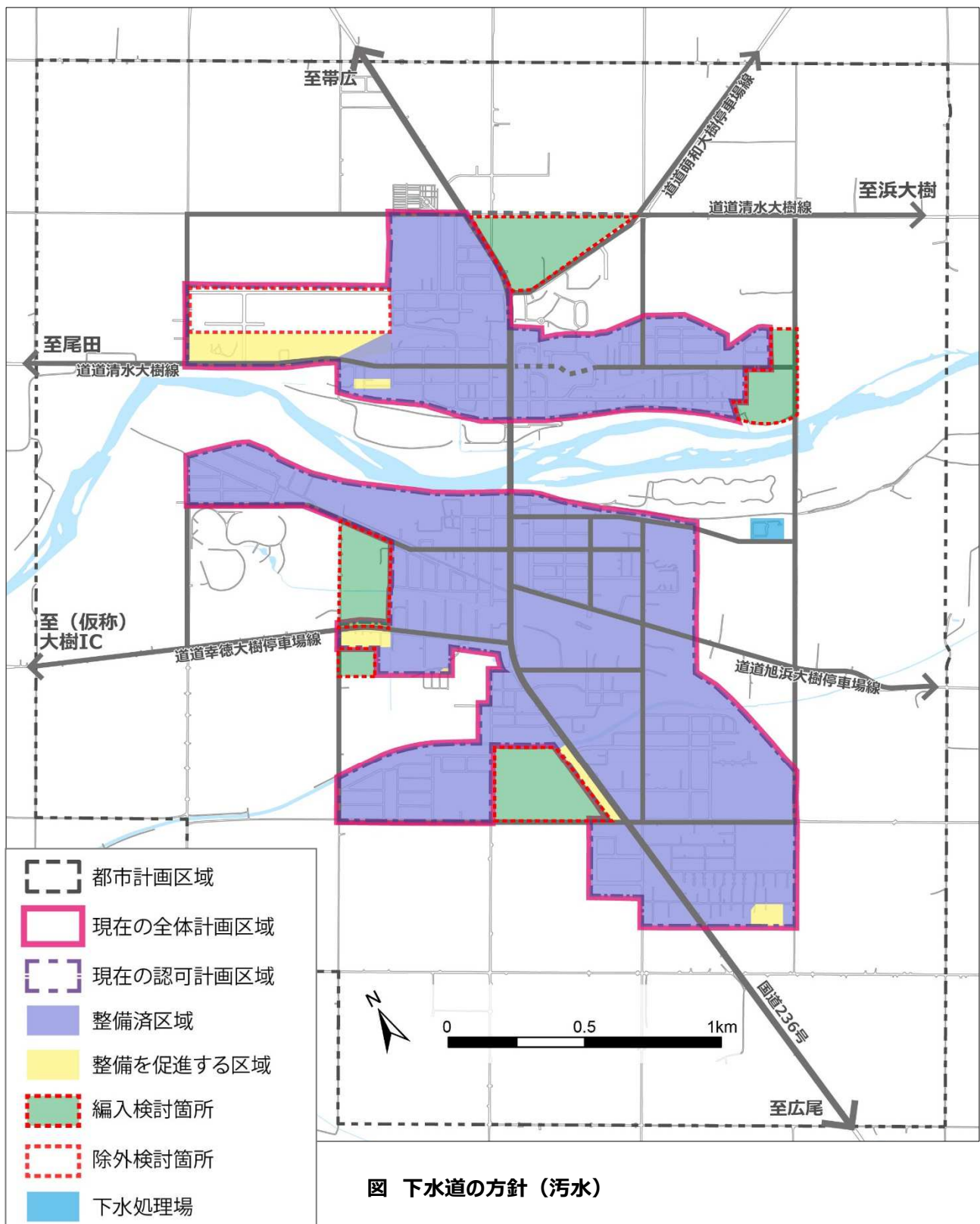


図 下水道の方針（污水）

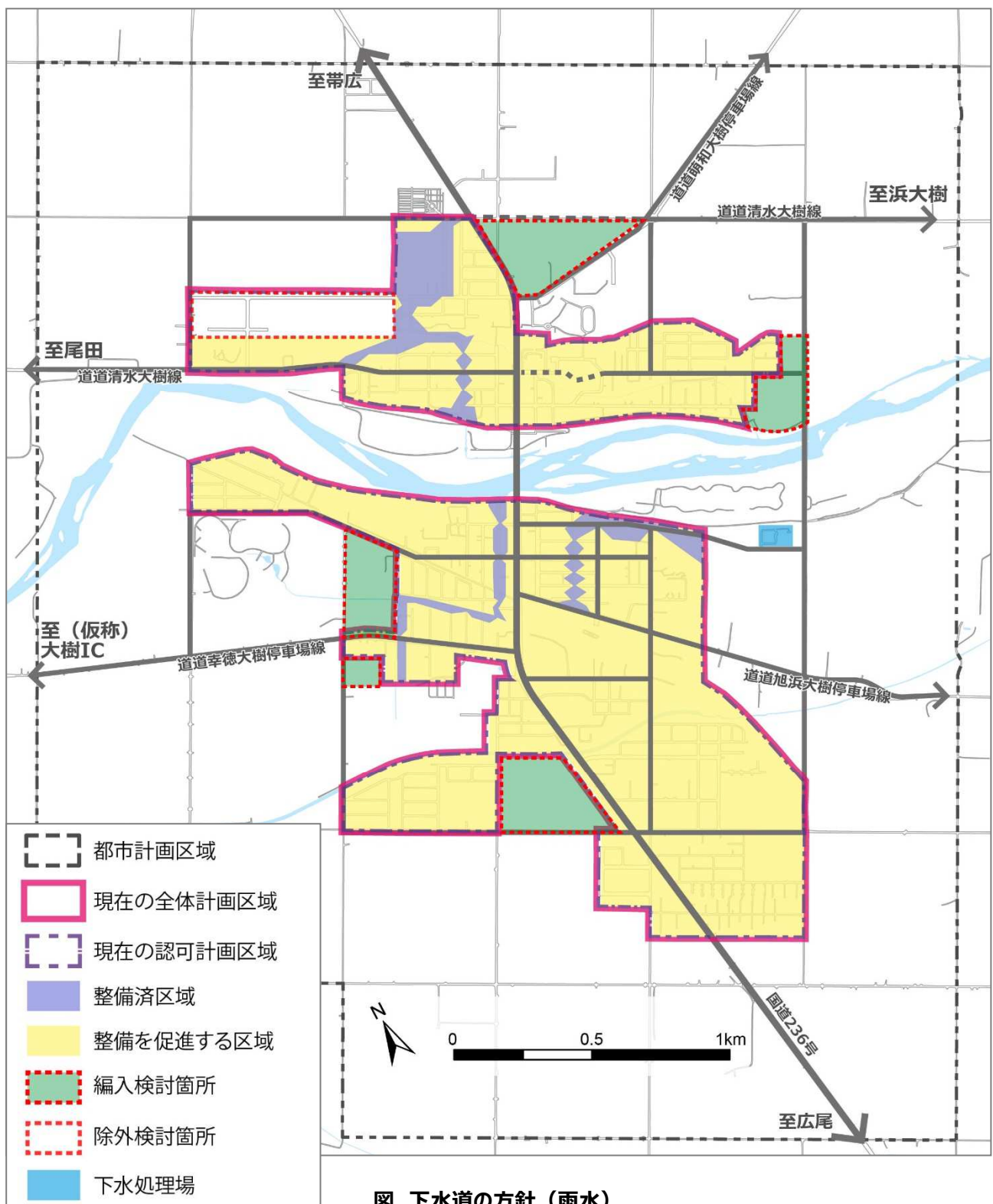


図 下水道の方針（雨水）

5-5 公共建築物の整備方針

(1) 基本的な考え方

大樹町では、事業者や住民による太陽光発電や、家畜ふん尿を原料とするバイオガス発電、液化バイオメタンの抽出、公共施設への木質バイオマスボイラーの導入など、積極的に新エネルギーの活用に取り組んでいます。

今後さらに2050年ゼロカーボン社会の実現に向けた住民意識の醸成や、まち・住民・事業者等が一体となった取り組みを進めていきます。

公共建築物は、北海道の「耐震改修促進計画」に準じて耐震化を促進します。歴舟川周辺での増改築の際には、洪水の避難先となるよう高さ、備蓄にも配慮します。また、津波避難対策特別強化地域への指定に伴い、住民の意見等も反映し今後の避難施設等（避難タワー、避難路等）の整備を検討します。

整備にあたっては、施設単独の整備を考えるのではなく、他の建替え施設との集約建替えや地域住民による運営、他の土地利用への転用など、都市づくりに貢献する敷地や施設の整備を行います。

- 新エネ・再エネの活用
- 防災対策の推進（耐震化、避難施設）
- 集約建替え、他の土地利用への転用

(2) 公共建築物の整備方針

今後20年間に於いて大規模改修や建替えの検討が必要と想定される施設は、以下の通りです。

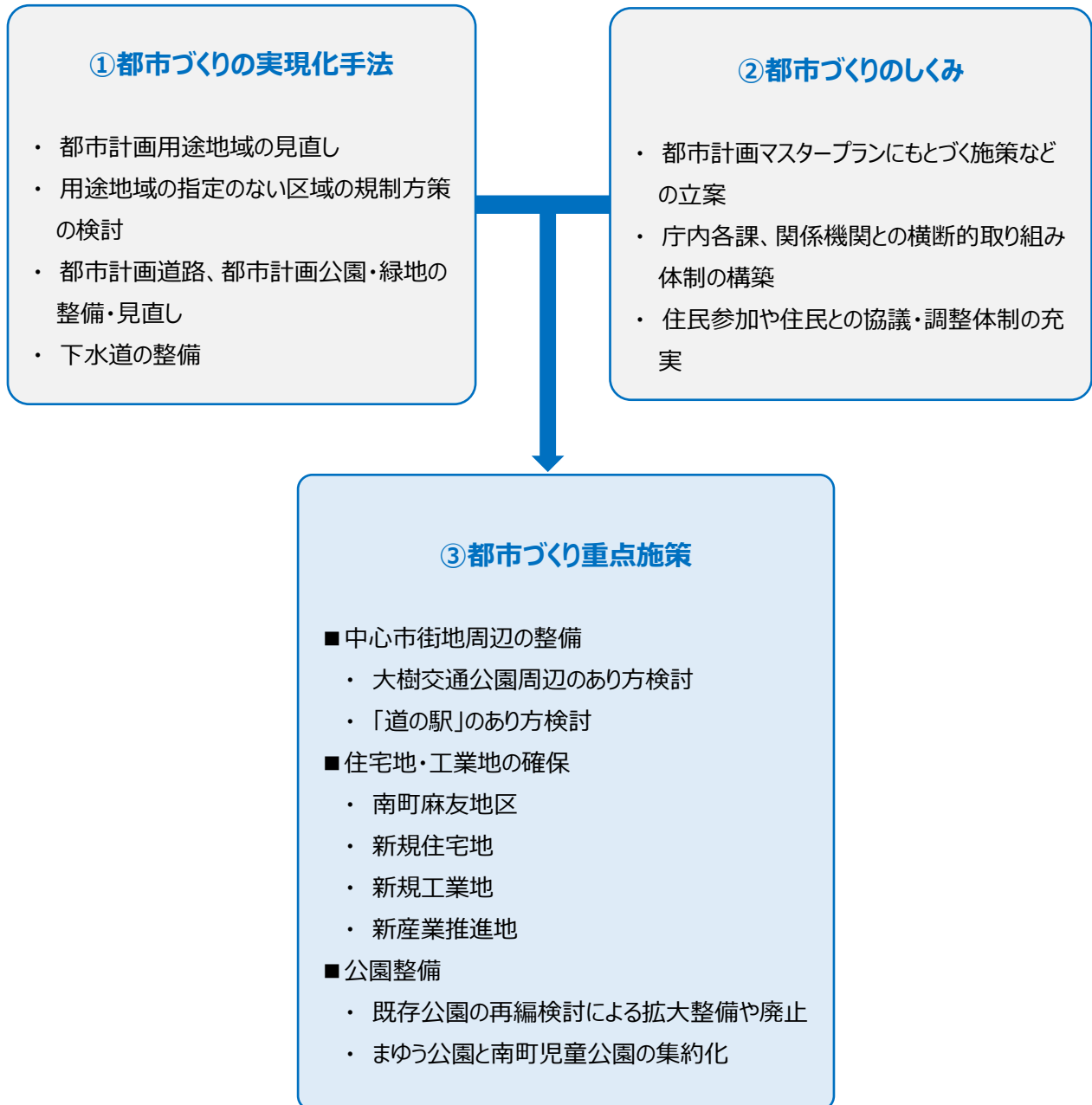
[福祉センター、公営住宅、職員住宅、図書館、中学校校舎、旧消防庁舎、発達支援センター、B&G 海洋センター、武道館、学童保育所、中央運動公園、公衆浴場、各行政区会館、道の駅、晩成温泉、上下水道処理施設、ごみ焼却施設、火葬場、墓園 等]（都市計画区域外を含む）

これらの施設については、適切な維持管理を進める一方で、その都度必要な修繕や軽度の改修工事についても適宜進めます。

また、中長期においては施設保全計画や長寿命化計画に基づいた、大規模改修、増改築、複合化、除却等、費用対効果も含めた今後のあり方について検討します。

第6章 都市づくりの実現化方策

大樹町が目指す都市づくりは、都市空間づくりのベースとなる都市計画関連施策、それらを他の分野の施策と連携して進めるためのしくみ、さらには、今後の都市づくり重点施策の位置付けによる具体的な事業・施策の推進という、3つの観点からの総合的な取り組みにより実現化を図ります。



6-1 都市づくりの実現化手法

(1) 都市計画用途地域の見直し

- ・ 既成市街地内で、土地利用実態に合わせて変更することが将来的にも望ましい場合や、開発計画が具体化した場合などのタイミングで、適切な用途地域への変更を検討します。
- ・ 住宅地または工業地等の需要が顕在化し、開発計画が具体化した場合は、用途地域の拡大変更を検討します。
- ・ 将来的にも都市的土地利用が見込めない場合は、インフラ整備を行わないこととし、用途地域の縮小を検討します。

(2) 用途地域の指定のない区域の規制方策の検討

- ・ 国道236号沿道及び高規格道路IC付近においてや用途地域の外側に用途地域の指定のない区域があり、虫食的な市街地の拡大が懸念されます。秩序ある土地利用を誘導するため特定用途制限地域の設定を検討します。

(3) 都市計画道路、都市計画公園・緑地の整備・見直し

- ・ 用途地域の（拡大）変更に伴う適切な道路網及び都市計画道路への見直しを図ります。
- ・ 国民健康保険病院周辺は医療・福祉施設の集積が進んでおり、通学路など子どもや交通弱者が多く利用する歩道の拡幅などについて、優先性を併せて整備を検討します。
- ・ 2・2・4まゆう公園と団地内児童公園の集約化について、住区基幹公園などの適正配置を踏まえつつ、周辺住民などの意見を取り入れながら検討します。
- ・ その他、令和6年度策定予定の「みどりの基本計画」にもとづき、既存公園の再編検討による拡大整備や廃止、新規整備を図ります。

(4) 下水道の整備

- ・ 用途地域の（拡大）変更に合わせて下水道処理区域を変更します。

6-2 都市づくりのしくみ

(1) 都市計画マスタープランにもとづく施策などの立案

- ・ 都市計画マスタープランをもとに、都市、地区、街区レベルでの都市計画事業及び都市空間づくりの立案を行います。
- ・ 公共建築物の整備にあたっては、将来都市構造、土地利用の方針で位置付けられたゾーン、拠点、地区での配置を基本に検討します。
- ・ 優先的には、都市づくり重点施策について具体化を図ります。

(2) 庁内各課、関係機関との横断的取り組み体制の構築

- ・ 町の最上位計画である第6期大樹町総合計画をはじめ、各関連計画と都市計画マスタープランとの整合性を図るため、土地利用や都市空間づくりに関わる事業・施策については、都市計画担当部署との協議の場を設け、望ましい都市づくりに資する事業・施策展開の実現を目指します。
- ・ また、将来市街地として想定していない箇所での事業（宅地造成や公共施設の設置など）や地区環境に影響を与えることが懸念される民間事業（いわゆる迷惑施設など）については、事前に十分な協議を行い、調整を図ります。

(3) 住民参加や住民との協議・調全体制の充実

- ・ 都市空間づくりに関する事業・施策を住民の合意のもとで進めるため、情報の開示を進め、住民意見の収集を行うとともに、まちづくり団体との連携を図りながら、計画づくりへの住民参加や協議・調全体制の充実を図ります。

6-3 都市づくり重点施策

(1) 中心市街地周辺の整備

①大樹交通公園周辺のあり方検討

- ・ 大樹交通公園周辺の準工業地域については、中心商店街や医療・福祉集積地区に近く、歩いて生活できる利便性が高い地区です。今後、多様な住宅や子育て、健康医療福祉関連施設など当該地区の位置づけ（子育て支援・多世代共生地区、まちなか広場）にふさわしい機能の導入について検討します。
- ・ まちなかでの整備が求められている子どもの居場所づくりの一環として、学童保育所や屋内遊戯施設、あるいは若い人がリフレッシュできる施設等の整備について検討します。

②「道の駅」のあり方検討

- ・ 帯広広尾自動車道の開通による交通アクセスの向上に伴い、「宇宙のまちづくり」を進めている大樹町に、観光客などの来町者も増加することが見込まれます。観光及び商工関係者とも協議し、来町者と町民が交流を図れる施設・設備の整備について検討します。
- ・ 「道の駅」は魅力アップを求める声が多く寄せられており、既存バス待合所の情報提供機能の強化はもとより、改修、移転、増改築、または他施設との複合化も含めて「幅広い意見を取り入れる」かたちで検討を行います。

(2) 住宅地、工業地の確保

①南町麻友地区

- ・ 日方団地の建替え跡地は一般住宅地として整備するため、団地内補助幹線道路と、周辺住宅地の狭い道とのネットワークを確保し、地区内の道路基盤の改善を図ります。
- ・ 地域の交流の場を確保する観点から、近接する2・2・4まゆう公園と日方団地内の南町児童公園の集約・再配置について、住区基幹公園などの適正配置を踏まえ検討します。
- ・ 団地建替え跡地周辺の下水道整備を進め、水洗普及率の向上を図ります。

②新規住宅地

- ・ 宇宙のまちとしての将来像や、高規格道路の延伸等の背景を踏まえ、近年の世帯増に伴う住宅地の新規形成（市街地拡大）を検討します。
- ・ 町内の宅地分譲地の状況をみると、平成23年分譲開始の緑苑分譲地は、中心部から比較的遠い立地にもかかわらず全区画売却済みとなっています。近年の住宅需要に対応すべく令和4年から分譲開始した柏木町分譲地は全6区画のうち翌年に3区画が売却済みとなっています。そこでさらに、令和5年11月から南通1丁目で分譲（全6区画）を開始したところです。今後の用途地域内での宅地分譲可能地は、上述①南町麻友地区の日方団地の建替跡地のみの見込みとなっています。
- ・ また、近年の建築費高騰もあり中古住宅の流通促進が市街地内部充実のまちづくり上重要です。しかし、令和5年12月の空き家の住宅利用に関する意向調査によると、居所がわかる空き家対象95件に対して回答は47件と約5割の回答を得ましたが、築年40年以内の空き家で買い手を探している件数はわずか2件、築年50年以内まで広げても4件となっている状況にあります。

- ・ コンパクトな市街地形成を目指す上では市街地拡大をしないことが原則ですが、上記の状況から現在の用途地域内において土地建物物件を探すことが困難な状況にあることから、今後、土地建物の需給状況を見定めながら、中心部に比較的近い利便性の高い地区において新規宅地開発を進めていく必要があります。

③新規工業地

- ・ 既存の川南工業団地の未分譲区画も残りわずかであるため、コンパクトなまちづくりや持続可能な都市づくりに留意しながら、産業振興に向けた新規工業地の確保を検討します。
- ・ 具体的には、国道 236 号や新設される（仮称）大樹 IC からのアクセスが良く、既に工業系土地利用がなされているエリアに隣接する、緑町地区の乳製品工場周辺および川南工業団地の周辺での工業地確保を想定します。

④新産業推進地

- ・ 新産業推進や宇宙のまちを PR していくビジターセンターなどの交流施設のための用地を確保することを検討します。

（3）公園整備

①既存公園の再編検討による拡大整備や廃止

令和6年度策定予定の「みどりの基本計画」と整合を図りながら、既存公園の再編検討による拡大整備や廃止、新規整備を検討します。

②まゆう公園と南町児童公園の集約化

同様に、まゆう公園と南町児童公園の集約化について検討します。

策定経緯

(1) 令和5年8月21日 「第1回大樹町都市計画審議会」

- ・都市計画制度、都市計画マスタープラン改定及びみどりの基本計画について説明、質疑
- ・第6期大樹町総合計画について説明、質疑

(2) 令和5年9月28日 第1回大樹町都市計画マスタープラン改定委員会

- ・都市計画マスタープランの概要説明
- ・都市計画マスタープランへの位置づけを検討すべき課題について検討

(3) 令和5年11月29日 第2回大樹町都市計画マスタープラン改定委員会

- ・今回の改定で特に検討したい事項について検討

(4) 令和5年12月15日 都市計画マスタープラン中間協議（北海道都市計画課）

- ・都市計画マスタープラン改定の経過、策定スケジュール説明
- ・都市計画マスタープラン素案について協議

(5) 令和5年12月19日 第2回大樹町都市計画審議会

- ・都市計画マスタープラン改定の経過説明
- ・都市計画マスタープラン素案について審議

(6) 令和6年2月14日 第3回大樹町都市計画マスタープラン改定委員会

- ・都市計画マスタープラン素案について検討

(7) 令和6年2月27日 都市計画マスタープラン策定協議（北海道都市計画課）

- ・都市計画マスタープラン素案について協議完了

(8) 令和6年3月1日～3月15日 素案の公表、パブリックコメントの募集

- ・都市計画マスタープラン素案について公表し、町民からの意見を募集

(9) 令和6年3月22日 第3回大樹町都市計画審議会

- ・都市計画マスタープランについて最終審議し、答申

令和5年度 大樹町都市計画マスタープラン改定委員名簿

名称	構成員			摘要
改定委員会	1	委員長 副町長	松木 義行	委員会統括
	2	副委員長 総務課長	吉田 隆広	委員長補佐
	3	委員 総務課主幹（防災係長・管財契約係長）	嶋田 明	土地利用・防災
	4	企画商工課振興係長	大門 英人	航空宇宙
	5	企画商工課企画係長	樋口 直樹	総合計画・移住促進・IT化・交通網
	6	企画商工課商工観光係長	猪狩 浩介	商工業・観光・まちなみ形成
	7	農林水産課農政係長	奥村 達也	農業振興
	8	保健福祉課参事	瀬尾 さとみ	医療・保健
	9	保健福祉課主幹（福祉係長・高齢者支援係長）	鈴木 学	福祉・高齢者・児童
	10	学校教育課主幹（管理係長）	三津田 崇	小中学校・教育
	11	図書館業務係長	荒木 千晴	図書館
	12	住民課住民活動係長	島崎 聖淳	地域・交通安全・環境
	13	建設水道課上・下水道係長	上田 昌弘	上下水道
	14	建設課管理係長	笹田 正樹	公園・緑地・空き家
事務局	1	本部 建設水道課長	奥 純一	事務局統括
	2	建設水道課主幹（土木係長）	川口 賢治	道路・河川・橋梁整備
	3	建設水道課建築係長	江原 優介	都市計画・公住整備
	4	委託者 (株)ドーコン都市・地域事業本部 総合計画部次長	岡本 真和	IT業務統括
	5	(株)ドーコン都市・地域事業本部 総合計画部理事	幅田 雅喜	業務支援
	6	(株)ドーコン都市・地域事業本部 建築都市部技師	和田 修一	業務支援

大樹町建設水道課

〒０８９－２１９５ 北海道広尾郡大樹町東本通３３番地

TEL ０１５５８－６－２１１１

FAX ０１５５８－６－２１４５

[北海道大樹町公式ホームページ \(town.taiki.hokkaido.jp\)](http://town.taiki.hokkaido.jp)